令和8年10月発行

令和９年度

高知市保育施設
利用申込案内

令和９年４月～令和10年３月

この案内冊子には、高知市における教育・保育給付認定の申請と保育施設の利用申込みに関する手続きや、必要となる書類等について記載していますので、この内容をよく読んで、認定の申請及び利用の申込みをしてください。

また、利用開始後の手続き等についても記載していますので、大切に保管してください。

なお、この冊子に掲載している内容は、調査日又は作成日時点の状況のため、保育施設を利用する時点では変動する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

この案内の保育施設とは、
①認可保育所（保育園）　②認定こども園（保育園部分）　③小規模保育施設
④事業所内保育施設（地域枠）　のことです。

保育施設の利用申込みの際は、次のものを必ずお持ちください。

① 利用申込みに必要な書類	② 本人確認書類（下表を参照）	③ 個人番号カード（マイナンバーカード）
※本案内の内容をよく読み、必要な書類をご準備ください。	※本人確認書類をお持ちでない場合は、受付できません。	※家族全員分をお持ちください。又は家族全員分の個人番号が記載された「住民票の写し」をお持ちください。

申込窓口に来られる方が必要です。

本人確認書類の例

いずれか**１点**で確認（官公署発行の顔写真付証明書で有効期限内のもの）	**個人番号カード・運転免許証**・住民基本台帳カード・パスポート・身体障害者手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書　など
いずれか**２点以上**で確認	介護保険証・年金手帳・預貯金通帳・キャッシュカード・クレジットカード・診察券・年金証書・公共料金等の領収書　など

高知市こども未来部
保育幼稚園課

＜ 目　次 ＞

令和９年度 高知市保育施設 利用申込みの日程　P．１

１　教育・保育給付認定　P．２～ ５

２　教育・保育給付認定の申請と保育施設の利用申込み　P．６～12

３　高知市の保育施設　P.13

４　心身において特別な配慮が必要なお子さん、食物アレルギーのあるお子さん、発育や発達の面で気になることのあるお子さん　P.14～17

＜綴じ込み＞ 様式集（認定申請・利用申込みに必要な書類）

全ての世帯で必要な書類	○ 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書
	○ 児童の状況票
保育の必要性を証明する書類	○ 就労証明書　　２部
	○ 求職活動申立書　　２部
	○ 診断書
	○ 介護（看護）状況確認書
児童の状況に応じて必要な書類	○ 受診・相談機関等に対する調査について（お願い）
	○ 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）
状況に応じて必要な書類	○ 復職・採用証明書
	○ 内容変更 兼 取下・辞退届

５　保育料と副食費の負担　P.19～25

６　保育料と副食費の納付（支払）　P.26～27

７　保育施設の利用にあたっての注意事項　P.28～29

８　施設等利用給付認定（預かり保育）　P.30～31

９　その他の保育サービス（保育所等における多様な保育事業）　P.32

資料編

資料１　認定申請・利用申込みに関するチェックシート　P.34

資料２　申請書(申込書)の記入例・記入方法　P.35～38

資料３　高知市内教育・保育施設等一覧表　P.39～43

資料４　保育施設小学校区早見表　P.44

教育・保育施設等のクラス編成（令和９年度）

クラス	生　年　月　日
５歳児クラス	令和３年(2021年) ４月２日 ～ 令和４年(2022年) ４月１日
４歳児クラス	令和４年(2022年) ４月２日 ～ 令和５年(2023年) ４月１日
３歳児クラス	令和５年(2023年) ４月２日 ～ 令和６年(2024年) ４月１日
２歳児クラス	令和６年(2024年) ４月２日 ～ 令和７年(2025年) ４月１日
１歳児クラス	令和７年(2025年) ４月２日 ～ 令和８年(2026年) ４月１日
０歳児クラス	令和８年(2026年) ４月２日 ～ ※施設により受入開始月齢が異なります。

※クラス年齢は、申込時点での年齢ではなく、毎年４月１日時点での年齢で決まります。
※０歳児クラスは、利用開始月の１日にその月齢に達しているお子さんが対象です。

例）受入開始月齢が6か月の施設に申し込む場合における4月からの利用の可否

生年月日の例	６か月に達する日	４月１日時点の年齢	４月からの利用の可否
令和８年９月10日生	⇨ 令和９年３月９日	⇨ ６か月児	⇨ 可　（申込可）
令和８年10月10日生	⇨ 令和９年４月９日	⇨ ５か月児	⇨ 不可（申込不可(5月から可能)）

令和9年度 高知市保育施設
4月からの利用を申込みされる方へ

利用申込時の混雑を緩和するため、**４月利用申込みの受付（１次募集）は「事前予約制」**で行います。

区　分	4月利用・１次募集	4月利用・2次募集
受付期間	令和8年 12月1日(火) ～令和8年 12月14日(月)	令和8年 12月15日(火) ～令和9年 2月12日(金)
受付場所	**保育幼稚園課（本庁舎3階308窓口）** ※郵送での受付はしておりません。	
受付方法	**申込みは申込日時の予約が必要**	直接受付窓口へお越しください。 申込日時の予約は不要です。

スマートフォン・パソコンから申込日時を予約し、受付窓口へ



予約の受付　令和8年11月2日(月) 9時～ 予約希望日の前日12時

予約の方法　インターネット予約（予約方法は、裏面をご覧ください。）

お子さんの誕生月による受付日の分散にご協力をお願いします。

申込日時は利用調整（選考）に影響ありません。
下表を確認のうえ、ご協力をお願いします。

曜日	月	火	水	木	金
日時	11/30	12/1	12/2	12/3	12/4
～13時00分	令和9年4月入所の受付はしていません。（令和8年度中の入所申込みは受け付けています。）	1月～4月生まれ	9月～12月生まれ	5月～8月生まれ	1月～6月生まれ
13時00分～		5月～8月生まれ	1月～4月生まれ	9月～12月生まれ	7月～12月生まれ
日時	12/7	12/8	12/9	12/10	12/11
～13時00分	7月～12月生まれ	1月～6月生まれ	7月～12月生まれ	誕生月にかかわらず予約してください。	
13時00分～	1月～6月生まれ	7月～12月生まれ	1月～6月生まれ		
日時	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18
～13時00分	誕生月にかかわらず予約してください。	2次募集開始	2次募集の受付（予約不要）		
13時00分～					

※きょうだいで申し込む場合は、上のお子さんの誕生月にあわせて、きょうだい分を揃えてお申込みください。
※受付予約枠（15分単位）には、数に限りがありますので、早めの予約をお願いします。

ご了承ください

① 申込みの受付は、申込日時の予約がある方を優先します。（予約の時間帯に限ります。）
② 申請書（申込書）への記載がお済みでない場合は、記載後の受付となり、受付が遅くなる場合があります。
③ 受付の状況によっては、予約の時間帯になってもお待ちいただく場合があります。
④ 予約のない方は、予約をされている方の受付が終了するまでお待ちいただく場合があります。

利用の決定（利用調整・選考）は、先着順ではありませんので、申込日時の予約をしてから申込みにお越しください。

インターネット予約の手順

受付予約枠には、数に限りがあります。
早めの予約をお願いします。

1 予約の期限

希望日の前日12時まで

【前日が土・日曜日の場合】前の開庁日が前日扱い



2 予約の方法

「ご利用の環境や機器等により画面のレイアウトが異なりますので予めご了承ください。」

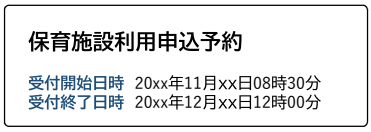
1 二次元コードを読み取る

スマートフォンなどで右の二次元コードを読み取り、「インターネット予約」を起動してください。

※二次元コードを読み取れない場合は、保育幼稚園課ＨＰを検索→「教育・保育施設の利用申込」
→「令和●年度保育施設利用申込について」から「インターネット予約」へアクセスが可能です。

2 手続きを選択する

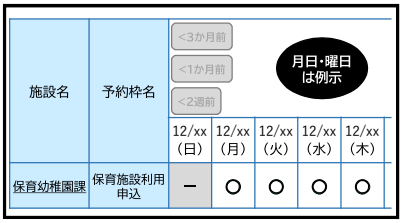
手続き一覧から「保育施設利用申込予約」を選択してください。



3 希望日を選択する

希望する予約日を選択してください。

凡例	✓：選択中　○：予約可　×：予約不可　－：予約受付期間外 予約したい日付の ○ または ✓ をクリックしてください。

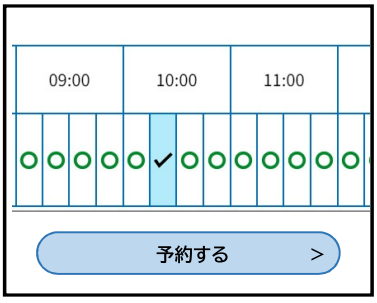


4 希望時間を選択する

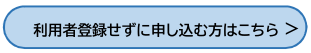
希望する時間帯（15分単位）を選択し、「予約する」を押してください。
予約時間帯は15分単位となります。
例えば、右の画面は「10:15～10:30」の予約枠を選択している状態です。

※受付予約枠には、数に限りがありますので、早めの予約をお願いします。

凡例	✓：選択中　○：予約可　×：予約不可　－：予約受付期間外 予約したい時間の ○ をクリックして、✓に変わったら「予約する」ボタンを押下してください。



5 利用者ログイン



「利用者登録をせずに申し込む方はこちら」を選択してください。
なお、予約システムに利用者登録をしている方は、ＩＤ・パスワードを入力しログインをしてください。

6 利用規約を確認する

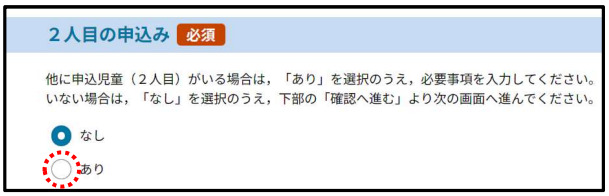


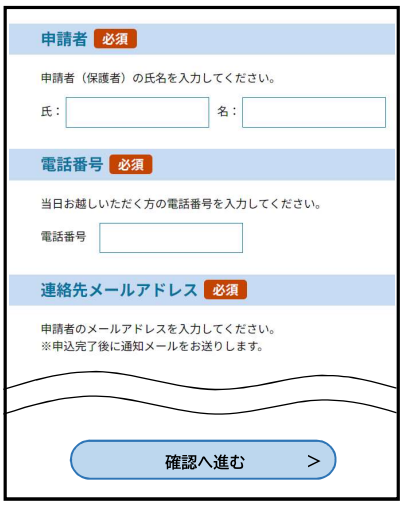
利用規約を確認し、ご理解いただけましたら、「同意する」を押して進んでください。

7 予約内容を入力する

当日のご案内の準備のため、保護者・お子さんの氏名等の必要な情報を入力をお願いします。
入力が完了したら下部の「確認へ進む」を選択してください。

きょうだい児で同時に申込む場合は、「２人目の申込み」に「あり」を選択すると入力項目が表示されます。
※３人まで入力可能です。４人以上の場合は、お手数ですが申込み完了後に残りのお子さんの分を電話にてお知らせください。





8 予約内容を確認する

申込む >

予約情報を確認し、修正が無ければ、「申込む」を押してください。

9 予約完了

予約が完了しました。 予約した日時に必要な書類等を持ってお越しください。



上記「7」で入力したメールアドレスに予約完了メールが届きます。
日時の変更やキャンセルには、予約完了メールに記載された予約番号とパスワードが必要となりますので、大切に保管しておいてください。

予約した日時を変更したい場合

予約日の前日(前日が土日の場合は、その前の開庁日が前日扱い)12時までであれば、右の二次元コードから予約日時の変更や予約のキャンセルが可能です。（※予約の期限）
予約完了メールに記載された予約番号・パスワードが必要です。

・予約内容を修正したい場合　→「修正する」
・予約をキャンセルしたい場合 →「取下げる」
・「再申込する」の選択はしないでください。

予約の期限以降に予約日時の変更やキャンセルを行いたい場合は、お問い合わせください。

< 予約照会へ戻る　　再申込する >
修正する >　　取下げる >

予約日時の変更の場合は、「修正する」から進み、予約情報右側の「変更する」を選択してください。

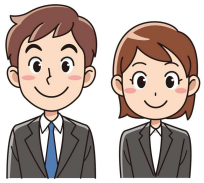
予約情報	変更する
予約施設	保育幼稚園課
予約日時と予約対象	

お問い合わせ先　高知市保育幼稚園課 入所担当(088-823-4012)

重要
必ずお読みください

４月からの利用の申込みの際に特に注意すべき内容となります。必ずご確認ください。

受付では詳しい説明や、確認をできない場合があります。



（冊子８ページより）

出生前の利用申込み　～ 月齢1～3か月で4月からの利用を申込みされたい方 ～

月齢
各月1日時点で判断

４月からの利用に限り、月齢１～３か月での受入可能な保育施設を希望される場合は、母子健康手帳の写しを添付することで、出産予定でも申し込むことができます。

なお、出生前の場合の受入可能な月齢要件は、出産予定日で確認します。

実際に生まれた月が出産予定日より後の月になった場合は、月齢要件を満たす施設のみで利用調整（選考）を行い、月齢要件を満たさないときは、生まれた月から数えて月齢が達する月の翌月を利用開始希望月とします。

（利用決定の場合でも利用調整をやり直します（再選考）。）

出生後、お子さんに関する次のことを必ずお知らせください。（電話連絡可）

❶氏名　❷生年月日　❸出産の状況（妊娠期間・体重など）　❹出生の届出予定日（届出前の連絡時）

※母子健康手帳の写しの提出は不要です。

（冊子９ページより）

上のお子さんが育児休業を認定事由として利用している場合

ご注意ください

上のお子さんが育児休業を認定事由としている場合の認定の有効期間は、最長で育児休業に係る子ども（下のお子さん）が満１歳に達する日の属する年度の末日（３月31日）までです。

それ以降は、育児休業を認定事由としての利用が認められませんので、他の認定事由に変更できない場合は保育施設の利用はできなくなり、「退園」となりますのでご注意ください。

※下のお子さんが利用保留となり、育児休業を延長した場合は、上のお子さんは「退園」となります。

【育児休業を認定事由として利用している場合】

下の子の申込み	下の子の生年月日	保護者の状況	利用中の子ども	備　考
利用決定の場合	（生年月日にかかわらず）	就労（復職）等	⇨ 継続利用可	育児休業以外の認定事由のため利用可能 ※下のお子さんは育児休業事由での利用はできません。
利用保留の場合	（生年月日にかかわらず）	就労（復職）等	⇨ 継続利用可	
	令和８年４月１日以前	育児休業の延長	⇨ 令和9年3月31日をもって　退園	４月以降は認定できないため退園
	令和８年４月２日以降	育児休業の延長	⇨ 継続利用可	育児休業を事由とした認定が可能
	利用保留となったお子さん（下のお子さん）の生年月日が令和８年４月１日以前の場合、下のお子さんの育児休業を事由として上のお子さんが保育を利用できる有効期間は令和９年３月31日が最長となり、令和９年４月１日以降は育児休業では認定することができませんので、４月以降の認定を他の事由に変更できない場合は、退園となります。 【継続できる例】 下のお子さんを認可外保育施設に預けるなどして復職した場合は、「就労事由」へ変更することができますので、上のお子さんは継続して利用できます。			

令和9年度 高知市保育施設 利用申込みの日程

希望する施設の種類	●保育所(保育園) ●小規模保育施設 ●事業所内保育施設(地域枠)	●認定こども園		●幼稚園(施設型給付・私学助成等) ●企業主導型保育施設 ●事業所内保育施設(従業員枠)
		保育園部分	幼稚園部分	
利用申込先	**この案内に沿ってお申込みください。**	各施設へ直接お申込みください。		

令和9年度 利用申込みの日程

4月からの利用申込み

1次募集

受付期間

令和8年12月1日(火)～令和8年12月14日(月)
(9時00分～16時30分 ※土曜日・日曜日を除く)

受付場所

保育幼稚園課(本庁舎3階308窓口) ※郵送での受付はしておりません。

次の場所でも受付(書類の預かりのみ)を行います。
ただし、提出書類に不備がある場合は、後日、保育幼稚園課へお越しいただく場合があります。

市民会館 (市内13か所)	12月1日(火)～12月7日(月) 10時～17時 ※受付は、12時～13時、土曜日・日曜日を除きます。 ※朝倉総合・春野弘岡中・小高坂・長浜市民会館は、9時00分からです。
かがみ保育園 とさやま保育園	12月1日(火)～12月7日(月) 9時～16時 ※土曜日・日曜日を除きます。

結果通知

令和9年2月上旬を予定(文書で通知)

マイナポータルの電子申請

2次募集

受付期間

令和8年12月15日(火)～令和9年2月12日(金)
(9時00分～16時30分 ※土曜日・日曜日・祝日を除く)

受付場所

保育幼稚園課(本庁舎3階308窓口) ※郵送での受付はしておりません。

結果通知

令和9年3月上旬を予定(文書で通知)

1次募集の結果、定員に満たなかった場合や利用の辞退で空きができた場合などの欠員補充です。
※1次募集で利用保留の方は、自動的に対象となります。

5月以降の利用申込み

受付期間

利用開始希望月の前々月(2か月前)の末日まで
(前々月(2か月前)の末日が土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の開庁日が締切の日となります。)

利用開始希望月	申込期限	利用開始希望月	申込期限
5月	令和9年3月31日(水)	11月	令和9年9月30日(木)
6月	令和9年4月30日(金)	12月	令和9年10月29日(金)
7月	令和9年5月31日(月)	1月	令和9年11月30日(火)
8月	令和9年6月30日(水)	2月	令和9年12月28日(火)
9月	令和9年7月30日(金)	3月	令和10年1月31日(月)
10月	令和9年8月31日(火)	※提出書類に不備がある場合は、修正等が必要ですので、お早めに申し込むようお願いします。	

受付場所

保育幼稚園課(本庁舎3階308窓口) ※郵送での受付はしておりません。

結果通知

利用開始月の前月12日頃までの発送を予定(文書で通知・2～3日後に届く予定)

利用申込みの日程等を変更する場合は、高知市保育幼稚園課のホームページにてお知らせします。

1　教育・保育給付認定

保育園や認定こども園などの教育・保育施設等の利用を希望する場合は、「教育・保育給付認定」の申請を行い、認定を受けることが必要となります。

教育・保育給付認定とは、教育・保育施設等を利用する際に、教育・保育の必要性を確認するために行う手続きで、お子さんの年齢と保育の必要性に応じて１号から３号までの認定区分があり、保育を必要とする事由や、保育の必要量を認定します。

１．認定区分

認定区分は、「お子さんの年齢」と「保育の必要性の有無」によって１号から３号までの認定に区分されます。

お子さんの年齢が、満３歳以上で保育の必要性がなく幼児教育を希望される場合は「１号認定」、保育の必要性がある場合は、年齢に応じて「２号認定（満３歳以上）」又は「３号認定（満３歳未満）」に分かれます。

認定区分により利用できる施設が異なり、保育施設を利用するには、保育の必要性（家庭において保育をすることが困難な理由）を認定する保育認定（２号認定・３号認定）を受ける必要があり、保育の必要性を確認できない場合は、保育施設を利用することはできません。

なお、年齢到達による「３号」から「２号」への認定変更は、高知市が自動的に行います。

【子どものための教育・保育給付認定】

認定区分	対象となる子ども	年齢区分・要件	保育の必要性	教育時間 保育時間
１号認定 （教育認定）	幼児期の教育を希望される家庭の子ども	満3歳以上 小学校就学の始期まで	不要 （教育を希望）	教育標準時間
２号認定 （保育認定）	保護者の就労や疾病などを理由に、**保育を希望**される家庭の子ども	満3歳以上 3歳の誕生日の前日から 小学校就学の始期まで	**必要** （保育を希望）	保育標準時間 又は 保育短時間
３号認定 （保育認定）		満3歳未満 0歳から 3歳の誕生日の前々日まで		

認定区分別の利用対象施設		
	１号認定	●幼稚園（施設型給付） ●認定こども園の「幼稚園部分（教育利用）」
	２号認定 ３号認定	●保育所（保育園） ●認定こども園の「保育園部分（保育利用）」 ●小規模保育施設　●事業所内保育施設　●企業主導型保育施設

【教育・保育施設等の種類】

施設の種類		利用可能年齢	内　容
保育所（保育園）		0～5歳児	保護者の就労や疾病などの理由により、お子さんを家庭で保育できない場合に、保護者に代わって児童を保育する児童福祉施設
認定こども園		0～5歳児	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域の子育て支援を行う機能を備える施設
地域型保育事業	小規模保育施設	0～2歳児	定員6～19名までの比較的小規模な環境で保育を行う施設
	事業所内保育施設		企業が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する施設 （企業主導型保育施設は、認可外保育施設です。）
企業主導型保育施設		0～5歳児	
幼稚園		満3～5歳児	幼児の心身の発達のために、小学校就学前のお子さんを対象に幼児教育を提供する施設

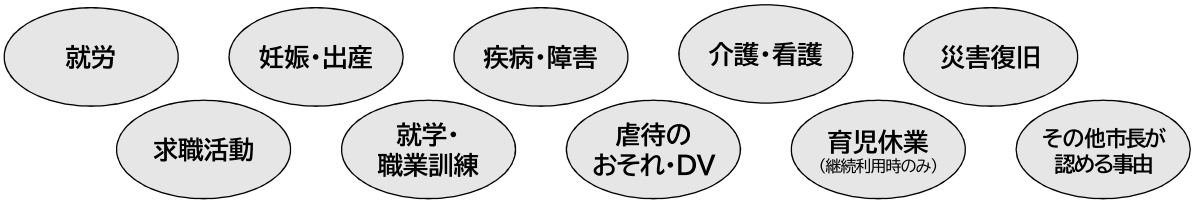
※施設によって受入可能月齢及び保育の実施年齢が異なります。

2．保育を必要とする事由

保育施設を利用するために必要な「保育認定（2号認定・3号認定）」を受けるためには、「保育の必要性」が必要で、保護者（父母のいずれも）が「保育を必要とする事由」に該当し、家庭での保育が困難であることが必要です。

保育を必要とする事由によって、保育必要量（保育が利用できる時間）や認定の有効期間が異なり、複数の事由に該当する場合における保育を必要とする事由・保育必要量・認定の有効期間は、保護者の該当する事由のうち、原則として認定の有効期間の短い方を適用します。

なお、保育を必要とする事由に変更があった場合は、月単位で変更（更新）を行います。



保育必要量・認定の有効期間の詳細は、次ページ以降をご確認ください。

【保育を必要とする事由】

No.	保育を必要とする事由の区分 （保護者の状況）	保育を必要とする事由の内容 （当該事由により家庭において必要な保育が困難であること）
1	**就労**（自営業・内職を含む。） ※月の労働時間で取扱いが異なります。	1か月において、48時間以上労働することを常態とすること。 ※家庭内外でお子さんと離れて家事以外の労働をしており保育ができない場合です。
		1か月において、48時間未満の労働を行っていること。 ※認定事由は、「就労」ではなく「市長が認める事由」になります。
2	**妊娠・出産**	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 ※保育施設の利用を希望するお子さんではなく、下のお子さんの妊娠又は出産の場合です。
3	**疾病・障害** 保護者の疾病・負傷又は心身障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
4	**介護・看護** 同居の親族、長期間入院等をしている親族の介護又は看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。 ※「別居」の親族を常時介護又は看護していることを理由としてお子さんの保育ができない場合は、別途ご相談ください。
5	**災害復旧**	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
6	**求職活動**（起業の準備を含む。）	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
7	**就学・職業訓練**	①学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 ②職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設の職業訓練、職業能力開発総合大学校の指導員訓練・職業訓練、又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。 ※上記の学校等を除く就学又は職業訓練を理由としてお子さんの保育ができない場合は、別途ご相談ください。
8	**虐待のおそれ・ＤＶ** 児童虐待のおそれ又は配偶者からの暴力（DV・家庭内暴力）	①児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（①に該当する場合を除く。）。
9	**育児休業** （教育・保育施設等を利用中の場合に限る。）	育児休業をする場合であって、子どもが教育・保育施設等を利用しており、育児休業の間に引き続き利用することが必要であると認められること。（継続利用） **教育・保育施設等を利用中で、下のお子さんの育児休業を取得するときに限る。**
10	**市長が認める事由**	上記の事由に類するものとして高知市が認める事由に該当すること。

３．保育必要量（保育が利用できる時間）

保育認定（２号認定・３号認定）の場合は、保育を必要とする事由とあわせて保育必要量を認定します。

保育必要量は、保育を必要とする時間（保育が利用できる時間）のことで、「保育標準時間（１日11時間までの利用）」と「保育短時間（１日８時間までの利用）」の２つに区分され、それぞれ利用できる時間帯が異なり、原則として高知市の基準によって認定しますが、保育を必要とする事由ごとに定めている高知市の基準内で選択することができます。

なお、認定された保育必要量は利用可能な最大限の枠ですので、認定された保育必要量にかかわらず、実際に利用できる時間帯は、それぞれの保護者の実態に応じて、施設長が保育を必要として認めた時間での利用となります。

保育を必要とする事由との関係は、次ページでご確認ください。

【保育必要量（保育が利用できる時間）】

No.	保育必要量	１日あたりの利用時間	参考 開設時間7時30分～19時の場合
1	保育標準時間	実際の利用時間は、最長11時間のうち、保護者の就労などの実態に応じて、施設長に保育が必要と認められた時間となります。	保育時間　７時30分～18時30分 延長保育　18時30分～19時
2	保育短時間	利用可能時間は、最長8時間となります。	保育時間　８時30分～16時30分

※保育施設の開設時間は、各施設が定めるため、保育標準時間・保育短時間の時間帯は、各施設により異なります。

保育施設別の開設時間は、資料3「高知市内教育・保育施設等一覧表」からご確認ください。

保育必要量のイメージ（開設時間が7時30分から19時までの施設の例）



※延長保育は、利用申請や延長保育料が必要です。

保育必要量の認定と保育時間の関係

「保育標準時間」と「保育短時間」の保育必要量の認定は、あくまで11時間までの範囲での利用となるか、８時間までの利用となるかの大枠を決めるものであり、実際の保育時間は、その枠の範囲内で、保護者の勤務時間や通勤時間等の状況により、それぞれの保育施設で調整されます。

高知市の決定
（保育時間の枠）

保育時間の大枠を認定
保育標準時間（最長11時間）又は 保育短時間（最長8時間）

各施設の決定
（実際の保育時間）

大枠の範囲内で保護者の状況により
個々の保育時間を施設長が決定

高知市では、高知市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例に基づき、「保育所における保育時間は、１日につき８時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮」することになっていますが、それぞれの施設によって違いがありますので、そのルールをご確認ください。

保育施設の利用にあたっては、その趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

高知市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（保育時間）
第35条　保育所における保育時間は、１日につき８時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

４．認定の有効期間

保育を必要とする場合は、認定の有効期間（保育を必要とする期間）についても認定します。

保育を必要とする事由ごとに認定の有効期間が決まっており、保育施設はその有効期間内のみ利用することができます。

認定の有効期間は、保育を必要とする事由の変更などにより、変更後の事由で認められる有効期間へ変更（延長）することができます。

教育・保育給付認定

認定区分　**保育を必要とする事由**　**保育必要量**　**認定の有効期間**

認定区分、保育を必要とする事由、保育必要量及び認定の有効期間の関連性は、次のとおりです。

【認定区分、保育を必要とする事由、保育必要量及び認定の有効期間の関連性】

No.	保育を必要とする事由	認定の有効期間	保育必要量	備　考
1-1	就労 （自営業・内職を含む）	小学校就学の始期に達するまで ※就労している期間に限る	保育標準時間 又は 保育短時間	退職した場合は求職活動事由等への変更が必要
1-2	就労 （月48時間未満の労働）	180日（6か月）を経過する日が属する月の末日まで	保育短時間	※認定事由は「市長が認める事由」
2-1	妊娠・出産 （産前産後2か月間）	産後２か月まで ※生後2か月となる日（誕生月の2か月後の誕生日と同じ日にちの前日）の属する月の末日まで	保育標準時間 又は 保育短時間	産前産後2か月を含む月単位の期間
2-2	妊娠・出産 （産前産後3～6か月間）	産後６か月まで ※生後6か月となる日（誕生月の6か月後の誕生日と同じ日にちの前日）の属する月の末日まで	保育短時間	産前産後6か月を含む月単位の期間 ※認定事由は「市長が認める事由」
3	疾病・障害 （保護者の疾病・負傷又は心身障害）	①障害者手帳等の有効期限が属する月の末日まで 又は ②診断書の治療期間の終了日が属する月の末日まで	保育短時間	
4	介護・看護 （同居の親族、長期間入院等をしている親族の介護又は看護）		保育標準時間 又は 保育短時間	保育を必要とする状況に応じて認定
5	災害復旧	小学校就学の始期に達するまで ※復旧に必要な期間に限る	保育標準時間 又は 保育短時間	
6	求職活動 （起業の準備を含む）	（求職活動開始後） 90日（3か月）を経過する日が属する月の末日まで	保育短時間	1回に限り更新が可能（3か月延長）
7	就学・職業訓練	①卒業予定日が属する月の末日まで 又は ②修了予定日が属する月の末日まで	保育標準時間 又は 保育短時間	保育を必要とする状況に応じて認定
8	虐待のおそれ・DV	小学校就学の始期に達するまで ※保育を必要とする期間に限る	保育標準時間 又は 保育短時間	保育を必要とする状況に応じて認定
9	育児休業 （教育・保育施設等を利用中の場合に限る）	育児休業に係る子どもが満１歳に達する日の属する年度の末日まで	保育短時間	教育・保育施設等を利用している子どもに限る
10	市長が認める事由	保育を必要とする事由として認めた事情を勘案して市長がその都度定める期間 ※保育を必要とする期間に限る	保育標準時間 又は 保育短時間	保育を必要とする状況に応じて認定

※３号認定の場合は「３歳の誕生日の前々日まで」となります。
また、年齢到達による「３号」から「２号」への認定変更は、高知市が自動的に行い、上の表の有効期間に変更します。

他の認定事由への変更により、変更後の事由での有効期間に変更となります。

※「疾病・障害」又は「介護・看護」事由の場合は、障害者手帳等の有効期限の更新で認定の有効期間が変更となります。

2　教育・保育給付認定の申請と保育施設の利用申込み

認定の申請及び利用申込みは、原則として、高知市に実際に居住し住民登録をしている世帯が対象です。

なお、転入予定の場合でも認定申請及び利用申込みはできますが、利用開始（希望）月の前月末日時点で高知市に住民登録がある方に限ります。（例：４月からの利用の場合→３月31日までに高知市に住民登録をしていること。）

１．認定の申請及び利用申込みに必要な書類

教育・保育給付認定の申請と、保育施設への利用申込みは、同時に行っていただきます。

申請及び申込みに必要な書類は、教育・保育給付認定の審査や、利用調整（選考）に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことを確認の上、提出してください。

なお、虚偽の記載や不正な書類の提出があった場合は、教育・保育給付認定の取消しの他、保育施設の利用の取消し、利用の保留又は保育の実施解除（退園処分）を行いますのでご注意ください。

提出いただいた各書類は、教育・保育施設等の利用に関する事務以外の目的には使用いたしません。

認定の申請及び利用申込みに必要な書類
（本案内の内容をよく読み、必要な書類をご準備ください。）

① 全ての世帯で必要となる書類	＋	② 世帯の状況に応じて必要となる書類	＋	③ 保育の必要性を証明する書類
お子さん一人ひとりに必要です。		ひとり親世帯、病気やアレルギー等をお持ちのお子さんの申込みの場合などに必要です。		父母いずれもが必要です。

※認定の申請及び利用申込みに必要な書類の記入は、鉛筆又は消せるボールペンを使用しないでください。

①　全ての世帯で必要となる書類

希望施設を選択する際は、必ず8ページの内容を確認してください。

必 要 な 書 類	必 要 部 数
A 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書	お子さんごとに１部（綴じ込み１～2枚目）
B 児童の状況票　※上記の書類の裏面	
C 保育の必要性を証明する書類（次ページ参照）	世帯で１部（父母ともに１部ずつ必要）

②　世帯の状況に応じて必要となる書類

2人以上の手続きを同時にする場合は、弟妹児の添付書類は省略可能です。その際は、上のお子さんの申請書に添付してください。

対象者（世帯）	必要な添付書類	備　考
ひとり親世帯	ひとり親（未婚・離婚・死別等）であることが分かる戸籍謄本又は戸籍抄本の原本又は写し	保育幼稚園課、子育て給付課等に提出済みの場合は省略することができます。 ※ひとり親世帯等に認定するには、別居（住民票も別）であることが必要です。
離婚調停中・離婚裁判中の世帯	離婚調停中又は離婚裁判中であることが分かる書類の写し	
DVから避難されている方	保護命令等の写し	
在宅障害児(者)と同居する世帯	● 障害者手帳の交付を受けた方　・・・ 手帳の写し ● 特別児童扶養手当を受給している方　・・・ 手当証書の写し ● 障害基礎年金等を受給している方　・・・ 年金証書の写し	氏名・障害等級・有効期限の記載部分の写しを提出してください。
病気やアレルギー等をお持ちのお子さんの申込みの場合	病状調査の承諾書（綴じ込み９枚目）	承諾書に署名のうえ提出してください。
高知市に転入された方等（令和８年１月２日以降の転入）	市区町村民税の課税証明書 ※提出が必要になる場合は、別途お知らせします。	詳細は21ページを参照してください。

③　保育の必要性を証明する書類

2人以上の手続きを同時にする場合は、弟妹児の添付書類は省略可能です。
その際は、上のお子さんの申請書に添付してください。

父母の状況（保育を必要とする事由）			必要な添付書類（保育の必要性を証明する書類）	補足説明
就労 ※注1	居宅外労働	就労中 内　定	□ 就労証明書　＜綴じ込み＞	復職予定・採用予定の場合は、復職又は就労開始後1か月以内に「復職・採用証明書＜綴じ込み＞」の提出が必要です。 【記入者】雇用主
		産休明け 育休明け	□ 就労証明書　＜綴じ込み＞ ※復職（職場復帰）予定日の記載が必要	
	自営業 内　職	自営業 中心者	□ 就労証明書　＜綴じ込み＞ ＋ □ 自営業の証明【※注2】 （営業の確認ができる書類の写し）	自営業の証明は、次のいずれか１点の写しの提出が必要です。 ●営業許可証　●登記事項証明書 ●開業届　●その他の書類 【記入者】自営業中心者
		自営業 協力者	□ 就労証明書　＜綴じ込み＞	**発行日（証明日）から3か月以内のものが必要です。**
妊娠・出産			□ 母子健康手帳の写し	表紙及び出産（分娩）予定日の記載されたページが必要です。
疾病・障害 保護者の疾病・負傷又は心身障害			□ 診断書　＜綴じ込み＞ □ 障害者手帳等の写し のいずれか（1点）	診断書は高知市保育幼稚園課指定の様式です。 障害者手帳等は、氏名、障害等級及び有効期限の記載された部分が必要です。 障害者手帳等の写しを添付の場合は、障害名・等級の内容によって、診断書の提出が必要です。 ※診断書が必要な場合 【疾病・障害】身体障害者手帳　５級～７級 【介護・看護】身体障害者手帳　４級～７級 介護認定要支援　１・２
介護・看護 同居の親族、長期間入院等をしている親族の介護又は看護			□ 要介護・要看護者の診断書　＜綴じ込み＞ □ 障害者手帳等の写し のいずれか（1点） ＋ □ 介護（看護）状況確認書　＜綴じ込み＞	
就学・職業訓練			□ 学生証（在学証明）等 □ 受講指示（決定）書等　※職業訓練の場合 のいずれかの写し（1点） ＋ □ カリキュラム等の写し	在学期間又は受講期間が分かる書類が必要です。 カリキュラム等の写しは、就学時間の分かる書類が必要です。
求職活動（起業準備を含む）			□ 求職活動申立書　＜綴じ込み＞	
災害復旧			□ 罹災証明書等の写し	

※注１　就労者自身が事業所（法人）の代表者又は経営者である場合は、事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり、営業の確認ができる書類の写しが必要です。また、親族が代表者又は経営者である事業所にお勤めの場合は、「自営業協力者」となります。

※注２　**自営業の証明（営業の確認ができる書類の写し）**は、次のものが該当します。

① 営業許可証　**② 開業届**　**③ 登記事項証明書**　**④ その他の書類**

営業の確認ができる書類に該当します。	営業の確認ができる書類に該当しません。
●所得税の確定申告書・市区町村民税の申告書 ●市区町村民税の所得証明書・課税証明書（※事業等の所得が確認できる場合） ●官公庁が発行した証明書・許可書・登録証・認定書 ●官公庁への営業に関する届出 ●業種に関する登録証（書）・許可書・会員証・資格証明 ●業務の請負に関する契約書・業務委託契約書 ●収入伝票・売上伝票等（※開業年に限る）	●名刺・封筒 ●チラシ・パンフレット等の印刷物・広告物 ●仕入伝票・納品書・請求書・領収書等の支出（経費）に関するもの ●その他、営業の確認ができるものと判断できないもの **左欄の書類をご準備ください。**

就労を理由とした認定の場合のお願い

手続きに必要となる**就労証明書**は、お勤め先（会社等）によっては、**１週間以上の日数を要する場合**がありますので、早めに準備を始めるようお願いします。

2．利用申込みにあたっての注意事項

①　保育施設の確認・見学

保育施設は、保育方針や開設時間（開所・閉所時間）、保育スペース・園庭の広さ等がさまざまで、受入可能な月齢（月齢／生後何か月から利用できるか）も異なりますので、希望する保育施設を決定する際には、必ず確認を行ってください。**月齢に達していない場合は利用調整(選考)を行いません**

よい保育施設の選び方十か条

利用申込みを行う前に、可能な範囲で希望する保育施設を見学してください。

また、毎日の送迎が実際に可能かどうかを必ず確認してください。

必ず事前に確認をしてください
1．施設の受入可能月齢（年齢）
2．副食費の金額
3．保育料以外の費用負担
4．開所・閉所時間と送迎時間
5．土曜日の午後の保育

保育料以外の費用の保護者負担

保育施設の利用にあたっては、保育料とは別に実費負担をしていただく場合があります。

また、認定こども園等を利用する場合は、**入園料や制服代などの負担が必要となる場合**があります。

詳しくは、各施設へお問い合わせください。

＜保育施設の見学＞

保育施設の見学については、事前に保育施設へ直接連絡し、見学の可否をご確認ください。

※保育施設の行事等で、希望日時の変更をお願いする場合や、見学をお断りする場合があります。

※マスクの着用など、感染防止対策のご協力をお願いする場合があります。

保育施設は、日中ご家庭でお子さんの保育ができない場合に、保護者に代わってお子さんを預かり、保育することを目的とする施設です。

右のような場合は、利用条件を満たさず、原則として申込みできません。

保育施設の利用を申込みできない場合

- 家事・育児を目的に（下の子の育児のために）
- 幼児教育を受けさせたい・幼稚園に入園する年齢に達しない
- **育児休業を延長することが目的であり、利用保留通知が欲しい（利用の意思がない）**

②　希望する保育施設の選択

教育・保育施設等　欠員補充状況（空き状況）

希望する施設の数に制限はありませんので、お住まいと同じ地域にある施設や、通勤経路付近にある施設など、送迎（通園）可能な施設を広くご検討ください。

記入欄に書き切れない場合は、欄外や別紙に必ず希望順位を付けて記入してください。

なお、利用調整（選考）では、原則として第１希望のみや複数希望の場合での有利・不利はありません。

＜利用希望施設を決定する際のお願い＞

保育施設の利用の決定（利用調整による内定等）後の利用の辞退は、他の希望者や保育施設等に多大な迷惑をかけることになりますので、「利用希望施設」欄には、お子さんを通わせることが可能で、利用する意思のある保育施設のみを記入してください。

③　出生前の利用申込み　～ 月齢1～3か月で4月からの利用を申込みされたい方 ～

月齢
各月1日時点で判断

４月からの利用に限り、月齢１～３か月での受入可能な保育施設を希望される場合は、母子健康手帳の写しを添付することで、出産予定でも申し込むことができます。

なお、出生前の場合の受入可能な月齢要件は、出産予定日で確認します。

実際に生まれた月が出産予定日より後の月になった場合は、月齢要件を満たす施設のみで利用調整（選考）を行い、月齢要件を満たさないときは、生まれた月から数えて月齢が達する月の翌月を利用開始希望月とします。

（利用決定の場合でも利用調整をやり直します（再選考）。）

出生後、お子さんに関する次のことを必ずお知らせください。（電話連絡可）

❶氏名　❷生年月日　❸出産の状況（妊娠期間・体重など）　❹出生の届出予定日（届出前の連絡時）

※母子健康手帳の写しの提出は不要です。

④　慣らし保育と育児休業明け又は就労予定での利用申込み

慣らし保育

慣らし保育とは、保育施設の利用開始当初に、お子さんが集団生活に慣れることを目的として通常の保育時間を短縮して保育を行うもので、**慣らし保育の期間は、おおむね２週間程度**です。

利用開始日の前に慣らし保育を行うことはできませんので、利用開始月の検討の際にはご注意ください。

なお、保育施設の利用の決定は、月単位（暦月）で行い、月途中での利用開始は原則としてありません。

高知市の保育施設の利用開始日 → **４月からの利用の場合**　利用開始は **入園式の日以降**

原則として **毎月１日** ⇒ 慣らし保育のため、月の中旬（2週間程度）まで保育時間が短縮されます。
4月については、慣らし保育の開始日が異なりますのでご注意ください。

育児休業明け又は就労予定での利用申込み

- **就労開始日が １日～14日の場合は、就労開始月の前月から**
- **就労開始日が15日～ 月末の場合は、就労開始月から**

} **利用申込みが可能です。**

【例１】5月10日復職(又は就労予定)の場合 → 4月からの利用申込みが可能です。
【例２】5月20日復職(又は就労予定)の場合 → 5月からの利用申込みが可能です。（4月からの申込みはできません。）

利用を開始した月の 翌月14日まで の復職又は就労開始が必要です。

保育施設の利用は、上記のように復職又は就労開始を予定している場合を除き、父母のいずれかが育児休業を取得している場合は申込みをすることができません。

※母が育児休業から復職する場合でも、父が育児休業を取得するときは申込みをすることはできません。
利用が決定している場合でも、その決定を取り消すときがありますのでご注意ください。

⑤　上のお子さんが育児休業を認定事由として利用している場合

ご注意ください

上のお子さんが育児休業を認定事由としている場合の認定の有効期間は、最長で育児休業に係る子ども（下のお子さん）が満１歳に達する日の属する年度の末日（３月31日）までです。

それ以降は、育児休業を認定事由としての利用が認められませんので、他の認定事由に変更できない場合は保育施設の利用はできなくなり、「退園」となりますのでご注意ください。

※下のお子さんが利用保留となり、育児休業を延長した場合は、上のお子さんは「退園」となります。

【育児休業を認定事由として利用している場合】

下の子の申込み	下の子の生年月日	保護者の状況	利用中の子ども	備　考
利用決定の場合	（生年月日にかかわらず）	就労（復職）等	⇒ 継続利用可	育児休業以外の認定事由のため利用可能 ※下のお子さんは育児休業事由での利用はできません。
利用保留の場合	（生年月日にかかわらず）	就労（復職）等	⇒ 継続利用可	
	令和８年４月１日以前	育児休業の延長	⇒ 令和9年3月31日をもって 退園	4月以降は認定できないため退園
	令和８年４月２日以降	育児休業の延長	⇒ 継続利用可	育児休業を事由とした認定が可能
	利用保留となったお子さん（下のお子さん）の生年月日が令和８年４月１日以前の場合、下のお子さんの育児休業を事由として上のお子さんが保育を利用できる有効期間は令和９年３月31日が最長となり、令和９年４月１日以降は育児休業では認定することができませんので、４月以降の認定を他の事由に変更できない場合は、退園となります。 【継続できる例】 下のお子さんを認可外保育施設に預けるなどして復職した場合は、「就労事由」へ変更することができますので、上のお子さんは継続して利用できます。			

重要！

⑥　きょうだい2人以上の同時申込みをする場合

保育施設の利用は、保護者が希望する保育施設の中から、高知市が行う利用調整（選考）で決定しますので、申込状況により、同時（同じ月）に同じ保育施設を利用できない場合があります。

同時申込みの際には、どのように利用したいかを選択してください。

利用希望施設記入欄の下に記入する部分がありますので、よく検討してください。

ご確認ください

きょうだい2人以上の同時申込みの場合の希望

同時にきょうだい２人以上の申込みをする場合は、次の表を参考に希望する内容を選択してください。
なお、希望する選択肢がない場合は、保育施設の利用を申し込む際にご相談ください。

区　分		利用の希望	利用施設の考え方	利用開始月の考え方
①	同園同時	同じ保育施設へ同時（同月）に利用開始できる場合のみ希望する。 ※同じ保育施設を利用できない場合は、利用しない。	同じ保育施設のみ利用 （異なる施設は不可）	同じ月の利用開始のみ （別の月は不可）
②	別園同時	同じ月での利用開始であれば、異なる保育施設でも希望する。 ※同じ保育施設を利用できない場合は、異なる保育施設でもよい。 ただし、同時（同月）に利用できる場合に限る。	異なる保育施設での利用でもよい	
③	別園別時	利用できる子だけでも利用を希望する。 ※別の保育施設や、別の月での利用でもよいので、利用できる子の利用を希望する。		別の月での利用開始でもよい

フローチャート

Q：きょうだいが同じ保育施設を利用することが必須ですか？
（同じ施設を利用できない場合は利用保留でよろしいですか？）

- はい → **① 同園同時**：同じ保育施設へ同時(同月)に利用開始できる場合のみ希望する。
- いいえ → **Q：同時（同月）に利用開始することが必須ですか？**
 - はい → **② 別園同時**：同じ月での利用開始であれば、異なる保育施設でも希望する。
 - いいえ → **③ 別園別時**：利用できる子だけでも利用を希望する。

高知市外の保育施設を利用したい場合

広域利用

里帰り出産や高知市外で勤務していること等を理由として、高知市に住民登録（住民票）があり、高知市に住民票を置いたまま、高知市外の保育施設を利用することを「広域利用・広域入所」といいます。

申込みは高知市で受付を行い、高知市から希望する保育施設のある市区町村と利用の協議を行います。

なお、市外在住者の利用申込みを受け付けていない市区町村もありますので、希望する保育施設のある市区町村に事前にご確認ください。

広域利用

事前に希望の保育施設のある市区町村に確認すること	注意事項
重要！ ① 利用申込みが可能か（広域利用が可能か） ② 希望の保育施設の空き状況 ③ 希望の保育施設のある市区町村の申込締切日 ④ 高知市の定める申込書類以外の必要書類 ⑤ その他利用申込みに関する注意事項	希望する保育施設のある市区町村の申込締切日に必要な書類一式が「必着」となります。 締切日の１週間から10日前までに 高知市保育幼稚園課へお申し込みください。

３．利用決定まで主な流れ

区　分	4月からの利用の場合	5月以降の利用の場合
利用申込み （認定の申請）	●教育・保育給付認定の申請と保育施設の利用申込みを行ってください。 ●利用申込みの日程（申込期限）は、１ページでご確認ください。	
書類確認 （書類審査）	●受付の際に、提出書類を確認しながら保育の必要性等について確認します。 ●不備等がある場合は、電話での問い合わせや書類の追加提出をお願いすることがあります。 ●**申込期限までに提出が間に合わない場合は、翌月以降の利用調整（選考）**となります。 （４月利用の１次募集の場合は、２次募集での利用調整（選考）となります。）	

利用申込み後の申込内容の変更・取下げ

ご注意ください

申込内容の変更や、利用申込みの取下げ・辞退をされる場合は、所定の様式による届出が必要です。

なお、申込期限を過ぎての希望施設の変更は、原則として受付できませんので、その場合は４月利用の２次募集分や翌月以降の利用調整（選考）からの変更となります。

届出内容		届出書類	提出期限	提出方法
申請・申込内容の変更	利用希望施設の変更 利用希望月の変更	内容変更兼取下・辞退届 （綴じ込み様式）	利用希望月の利用申込受付期限	郵送可 （必着）
	家庭状況等の変更 保育の必要性・保育必要量の変更		速やかに提出	郵送可
利用申込みの取下げ・辞退 （保育施設の利用を取りやめる場合）				

利用調整 （選考）	●保育施設を利用するにあたり、利用調整（選考）を行います。 ●受入可能人数を超える利用申込みがあった施設は、高知市が定める基準に基づいて調整（選考）を行い、保育の必要性が高いと認められる順番に案内します。 **利用調整（選考）について、詳しくは次ページをご覧ください。**	
結果通知 （決定通知） （保留通知）	●利用調整（選考）の結果（利用決定・利用保留）は、文書で通知します。 ※利用保留の場合は、初回のみ文書で通知し、その後は利用決定（内定）となったときのみ通知します。 ※利用を開始する世帯の状況等は、台帳等の作成のため、利用する施設に通知します。 **利用決定（内定）又は利用保留の場合について、詳しくは次ページをご覧ください。**	
	4月からの場合	**5月以降の場合**
保護者説明会 （個別面談）	●利用開始にあたり説明会があります。 ●日時は決定(内定)の通知でお知らせします。 （説明会がない場合や、説明会へ出席できない場合は、個別に施設との面談があります。）	●保育施設と個別に面談を行います。 ●日時は個別に調整していただきます。
利用開始 （保育の実施）	●保育施設での保育が始まります。 ●利用開始当初の「慣らし保育」は、おおむね２週間程度です。 ※集団生活への適応などのため、利用時間を少しずつ長くし、徐々に環境に慣れていただきます。	**認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設** ●施設の利用にあたり、施設と保育の提供に関する契約が必要です。 ●契約手続きは施設によって異なります。
保育料等の通知	●利用開始月の上旬に保育施設を通してお渡しします。	

保育施設の利用に関する利用調整（選考）

保育施設の利用は、保育施設に欠員がある場合に、保護者が希望する保育施設の中から利用する保育施設の調整を高知市が行う「利用調整（選考）」で決定します。

受入可能人数を超える申込みがあった保育施設は、利用を希望するお子さんごとに、家庭状況・就労状況等の保育の必要度による優先順位を付け、優先度が高い（保育の必要性が高い）と認められる順番に案内します。

したがって、利用調整（選考）の結果によっては、希望する保育施設を利用できない場合があります。

利用調整（選考）

1．**高知市が定める基準**で行います。（高知市保育幼稚園課のホームページでご覧いただけます。）
2．保育の必要性の度合いを点数化し、**点数（指数）の高い子どもから**利用を決定（承諾）します。
3．申込期限での希望者全員を対象としますので、**先着による優先はありません。**
4．希望順位による優先はなく、同一施設を複数の順位で記載する場合での有利・不利もありません。
5．受入可能人数（欠員状況）にかかわらず、希望順位の高い保育施設から記入してください。
※利用調整(選考)は、希望施設順に行い、利用決定(内定)が出た段階で終了します。

結果通知

利用調整（選考）の結果は**文書で通知**します。

4月からの利用の場合	5月以降の利用の場合
【１次募集】**令和９年２月上旬** 【２次募集】**令和９年３月上旬**	利用希望月の**前月12日頃**までの発送 ※電話での連絡はしていません。

利用を辞退する場合は、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。

利用保留の場合

●利用保留の場合は、申込内容の変更や取下げがない限り、利用が決定（内定）するまで、翌月以降の利用調整(選考)の対象となりますので、改めて利用申込みの手続きをする必要はありません。
※令和10年３月分の利用調整（選考）まで有効（ただし、妊娠・出産事由は産後６か月まで有効）
●利用決定（内定）者の辞退等で定員に満たない場合は、優先順位の高い方から案内することがあります。
●令和10年４月以降も保育施設の利用を希望する場合は、改めて申込みが必要となります。

利用することができなかった方へ

利用保留の通知 （翌月以降の利用調整）	●利用できなかった場合は、「保育施設利用調整結果通知書（保留）」を送付します。 ●保育施設利用調整結果通知書(保留)は、初回に限り（１回のみ）送付します。 ●翌月以降は、利用決定（内定）となった場合のみ通知します。
欠員(空き)状況の確認	●保育施設の欠員(空き)状況のお知らせ等の連絡は行っておりません。 ●欠員(空き)状況は、高知市保育幼稚園課のホームページで公開していますので、ご確認ください。

次の事例に該当する場合は、高知市保育幼稚園課への届出、必要書類の提出又は連絡が必要です。

申込内容を 変更する場合	●提出書類の記載事項・内容に変更がある場合は、届出が必要です。 ・利用希望施設を変更する場合（希望施設の追加・変更・削除・希望順位の変更など） ・家庭状況に変更があった場合（住所の変更・婚姻（離婚）等による世帯の増減など） ・保育を必要とする事由に変更があった場合（就労の決定・就労先の変更など） ・その他、提出書類の内容に変更があった場合
就労の決定(内定) 就労の開始(復職)	●求職活動で申込み、就労が決定(内定)した場合は、「就労証明書」を提出してください。 ・保育必要量を「保育標準時間」へ変更する場合は、届出が必要です。 ●次の場合は、「復職・採用証明書」を就労開始後１か月以内に提出してください。 ・育児休業からの復職予定で利用申込みをした場合で、就労を開始(復職)したとき ・採用予定で利用申込みをした場合で、就労を開始したとき
施設・事業の 利用の決定	●次の施設・事業を利用することが決まった場合は、保育幼稚園課へお知らせください。 ・認可外保育施設　・幼稚園（私学助成・国立大学附属）　・特別支援学校の幼稚部 ・一時預かり事業　・病児保育事業　・企業主導型保育施設 ・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
利用を希望しなく なった場合	●令和９年度中の利用を希望しなくなった場合は、取下げの届出が必要です。

前ページをご覧ください

3　高知市の保育施設

高知市における保育施設の年間の行事は、おおむね次のとおりですが、保育施設によって多少の違いがありますので、その都度それぞれの保育施設からお知らせしています。

また、季節や保育施設によって多少の違いはありますが、おおむね次のような１日の生活を送ります。

なお、保育施設は、日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～１月３日）は休園です。

（一部、休日保育を行っている施設があります。）

１．保育施設の１年・保育施設の１日

【保育施設の１年（一例）】

月	保育行事
4	始園式・入園式
5	こどもの日のつどい・春の遠足
6	
7	プール開き・七夕のつどい・夏まつり
8	
9	敬老の日のつどい
10	運動会
11	秋の遠足・園外保育
12	クリスマスのつどい・もちつき
1	
2	節分・小学校１日入学(年長児)
3	おわかれ会・卒園式

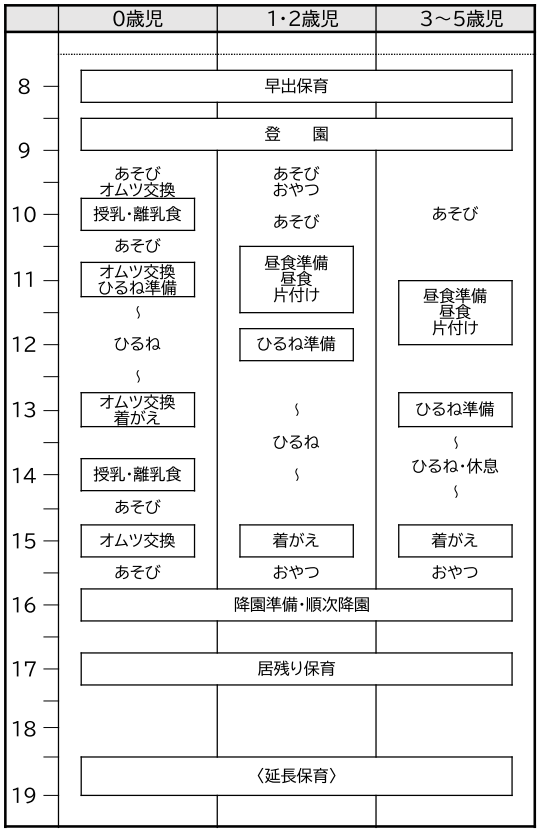
●避難訓練（毎月１回）　●誕生会（毎月１回）
●保育参観（年２～４回）



健康に関する行事
●内科健診（年２回以上） ●歯科健診（年２回） ●身体測定 ●尿検査 ●視力聴力検査



【保育施設の１日（一例）】



【保育施設の給食】

０歳児	離乳食（１歳～１歳６か月は完了食）
１･２歳児	午前：おやつ 昼　：主食＋おかず　※主食はごはん、パンなど 午後：おやつ
３～５歳児	昼　：おかず　　※主食は家庭から持参 午後：おやつ

※給食で初めて食べる食品がないよう、ご家庭でいろいろな食品を試してください。

「園の離乳食使用食材一覧表」(17ページ)をご参照ください。

２．高知市における保育事業

高知市では、児童の健全な発育を願い、特に次のような事業を実施しています。

家庭支援推進保育	家庭環境に対する配慮や、人権を大切にする心を育てる保育を推進しています。
特別支援保育	特別な配慮が必要なお子さんも必要ないお子さんも、全てのお子さんが共に育ちあうことを目的として特別支援保育を実施しています。 ※心身に何らかの病気や障害のあるお子さんや、発育･発達の面で気になることのあるお子さんは、次ページ以降をご確認ください。

4　心身において特別な配慮が必要なお子さん、食物アレルギーのあるお子さん、発育や発達の面で気になることのあるお子さん

早めのお申込みを	承諾書をお忘れなく
上記に該当するお子さんにつきましては、面接や病状調査等に２週間程度の期間を要しますので、早めに申し込むようお願いします。	利用申込みの際に、綴じ込みの「受診・相談機関等に対する調査について」の承諾書をご提出ください。

１．利用申込みの際の注意

①　心身において特別な配慮が必要なお子さん、発育や発達の面で気になることのあるお子さん

通所サービス等を利用している場合は、「利用機関名」を記入し、「身体障害者手帳、療育福祉手帳、特別児童扶養手当証書」をお持ちの方は、その写しを添付してください。

また、発育や発達の面で気になる様子があり、相談等に行かれている機関のある方は、その機関名を記入してください。（例：高知県立療育福祉センター、ひまわり園、児童デイサービス○○　等）

乳幼児健診で気になる様子が見られた場合は、その内容を記入してください。（例:１歳半健診で言葉の遅れ等）

通院・治療中の病気のあるお子さんで、保育施設での生活に特別な配慮が必要な場合はお知らせください。

②　食物アレルギーのあるお子さん

保育施設の食事（給食）では、安全に配慮した食物アレルギー対応を行っています。

食物アレルギーへの対応は、16ページをご確認ください。

③　在宅医療を行っているお子さん

一定の基準を設けており、利用を承諾できない場合もあります。

詳しくは、保育幼稚園課まで早めにご相談ください。

④　上記①②③にあてはまるお子さん

保育施設での生活では、それぞれのお子さんの状況に応じて、健康で安全に生活できるよう努めています。

そのため、必要に応じて、受診・相談機関等に対し、お子さんの健康状態や保育を実施する上で配慮すべき事柄について確認するための調査（「病状調査」といいます。）を行っています。

また、その調査の結果を踏まえた上で、安全に集団保育ができないと判断した場合は、保育施設の利用をお断りすることや、保育施設の利用開始後でも、心身状況の変化によりやむを得ず退園していただくこともありますのでご了承ください。

次ページの「利用決定までの主な流れ」をご確認ください。

2．利用決定までの主な流れ

（心身において特別な配慮が必要なお子さん／食物アレルギーのあるお子さん／発育や発達の面で気になることのあるお子さん　の場合）

保育施設の利用については、利用の基準に該当し、集団保育が可能かつ日々通園できることが必要です。

また、安全に保育ができるよう、利用申込みの際には、主に次のような流れでお子さんの状態について聞き取りなどの確認をさせていただきます。

確認には２週間程度を要しますので、早めに申し込むようお願いします。

１　利用申込み時

利用申込窓口にて、保育士・保健師・栄養士による聞き取り

※お子さんの状況により、聞き取りを行う担当が異なります。

利用申込みの際に、お子さんの様子を詳しく聞かせていただきます。

・ お子さんが同伴されている場合は、面接をさせていただくことがあります。
・ 同伴されていない場合でも、後日面接をお願いさせていただくことがあります。

＜持参いただくもの＞
◆母子健康手帳
◆身体障害者手帳、療育福祉手帳、特別児童扶養手当証書（お持ちの場合）
◆承諾書「受診・相談機関等に対する調査について（お願い）」
※必要に応じて、お子さんの健康状態や保育施設での生活の注意点等について、担当職員が受診・相談機関等に確認をさせていただく場合がありますので、綴じ込みの承諾書に署名のうえ提出してください。

食物アレルギー等の対応の詳細については、必ず次ページをご確認ください。

２　後　日　（聞き取り後、必要に応じて面接や病状調査を行います。）

面　接

お子さん同伴でお越しいただき、面接担当職員が保護者の話を聞きながら、お子さんの様子を見させていただきます。

病状調査

保護者の承諾のもと、主治医や関係機関に、健康状態や保育上配慮すべき事柄を確認させていただきます。

利用調整（選考）は、上記の手続きと並行して行います。

３　検討会

面接や病状調査を経て、日々の通園と集団保育が可能であるか否か、また、特別支援担当保育士の配置が必要か否かを検討します。

４　決　定

面接や病状調査を踏まえた検討の結果と、保育の必要性に応じて行う利用調整（選考）の結果により、利用の可否を決定します。

面接・病状調査は、利用開始後に安全な園生活を送っていただくことを目的に実施するものですので、面接・病状調査の結果が利用調整（選考）に影響を及ぼすことはありません。

この間に２週間程度を要します

３．保育施設給食における食物アレルギーへの対応

発達・発育が著しい乳幼児期の子どもにとって、食事から必要な栄養素を摂ることはとても大切なことです。

そのため、保育施設の食事（給食）では、安全に配慮した食物アレルギー対応をとるために、医師の指示に基づく対応を保護者の皆様のご協力のもとで行っています。

なお、保育施設の利用にあたり、食物アレルギーの有無が利用調整（選考）に影響を及ぼすことはありませんが、次のことについてご理解をいただきますようお願いします。

◆　安全・安心の確保を優先するため、原則、「完全除去対応（提供するか、しないか）」が基本となります。
◆　利用申込み時の聞き取りの際に、集団保育が困難な可能性があると判断した場合は、医師への病状調査を実施し、利用の可否について検討します。（利用中のお子さんについても同様の対応となります。）
◆　保育施設給食では、医師の診断による食物アレルギー除去及び病気に関する除去等の対応以外はお受けいたしません。

①　受診及び生活管理指導表の提出

お子さんのアレルギー症状の把握、保育施設での適切な対応のため、医師の「生活管理指導表（綴じ込み様式）」の提出がなければ、保育施設での給食対応はできません。

次の事項についてご協力をお願いします。

受診及び生活管理指導表の提出

①　利用申込み時に医師の診察を受けていない場合は、利用決定後、必ず診察を受ける。
②　上記①の診断結果及びアレルギー対応に関する医師の指示内容は、利用する保育施設に連絡する。
③　利用施設との面談時に、医師の指示内容を示した生活管理指導表を保育施設に提出する。
④　その後は、病状の変更の有無に関係なく、最低年１回以上は医師の診察を受け、生活管理指導表を提出する。
※　生活管理指導表は、保育施設への指示ではありません。お子さんのアレルギーの状況を把握するものです。指示に対する給食対応は、保育施設と協議して決定します。

②　食物アレルギーへの対応

食物アレルギー対応については、原因となる食品の除去対応を基本とし、次の項目を条件に可能な範囲で対応に努めます。

保育施設給食の対応

①　対応が必要なアレルゲンについては、保護者（家庭）と保育施設での二重チェックを行う。
②　対応が困難である場合は、保育施設と協議の上、家庭から弁当を持参していただく。
③　給食では、初めて食べる食品の提供を避け、家庭で複数回食べてもアレルギー症状などが出ないことを確認できた食品を提供するようにしています。

「園の離乳食使用食材一覧表」（次ページ）をご参照ください。

③　食物アレルギー対応の解除

医師の診断による対応の解除（除去が必要な食品の解除）があった場合は、次の要領で保護者が解除申請を行ってください。

食物アレルギー対応の解除

《解除申請の要領》

医師の診断のもと、家庭で数回（５回以上）摂食し、症状が発現しないことが条件となります。

また、家庭で摂食した食品やその量、頻度などを解除申請の様式にて詳しく知らせていただき、保育施設で提供する該当食品が摂食可能であるかを検討します。

※　解除申請の様式は、保育施設にお問い合わせください。
※　利用申込み時に作成した調査票（聞き取り調査票）は、保育幼稚園課及び保育施設で保管します。
　　なお、これらに記載された個人情報は、保育施設給食におけるアレルギー対応に関する業務目的以外に使用することはありません。

園の離乳食使用食材一覧表

【2022 年改訂】

園の離乳食使用食材一覧表

園の給食で『初めて食べる』ことがないように、表を目安に、お家でも試していただきますようご協力をお願いします（ベビーフードでの食経験でも OK です）。

分類	給食提供開始時期	食材名	食経験の確認
穀類	5、6か月	米	
		食パン	
		うどん	
		小麦粉	
		ふ	
	7、8か月	マカロニ	
		そうめん	
いも・でん粉類	5、6か月	さつま芋	
		じゃが芋	
		片栗粉	
		里芋	
	7、8か月	春雨	
油脂類	7、8か月	サラダ油	
		バター	
魚介類	5、6か月	かつお節	
		白身魚	
		しらす干し	
	7、8か月	まぐろ水煮（缶詰）	
肉類	7、8か月	ささみミンチ	
		鶏ミンチ	
		鶏レバー	
	9か月～	豚ミンチ	
卵類（鶏卵）	5、6か月	卵黄	
	7、8か月	卵黄→全卵	
	9か月～	全卵	
豆類	5、6か月	豆腐	
		きな粉	
乳類	5、6か月	ヨーグルト	
	7、8か月	牛乳（調理用）※	

※牛乳の飲用が可能になるのは、１歳以降です。

１歳を過ぎたら・・・
お子さんの発達に合わせ，完了食に移行し、だんだんと幼児食に近づいていきます。食べやすさなども考慮しながら、キウイ・えびなどの食材の使用や、おやつで飲む牛乳が始まります。



分類	給食提供開始時期	食材名	食経験の確認
野菜類	5、6か月	玉葱	
		キャベツ	
		胡瓜	
		大根	
		白菜	
		なす	
		かぶ	
		人参	
		南瓜	
		トマト	
		ほうれん草	
		小松菜	
		チンゲンサイ	
		ブロッコリー	
		さやいんげん	
	7、8か月	葱	
		にら	
果実類	5、6か月	りんご	
		バナナ	
		みかん	
		オレンジ	
		その他の柑橘類 ※ポンカン，いよかん等	
		メロン	
		西瓜	
調味料・その他	5、6か月	こんぶ（だし汁）	
	7、8か月	食塩	
		しょうゆ	
		合みそ	
		砂糖	

高知市保育幼稚園課

認定申請・利用申込みの前に

認定の申請及び利用の申込みの際に注意すべき点をまとめていますので必ずご確認ください。

受入可能月齢（年齢）の確認

保育施設ごとに受入可能な月齢（生後何か月から利用できるか・月の１日時点）が**異なります。**

月齢に達していない場合は、その施設を除いて利用調整（選考）を行います。

月齢を必ずご確認ください。

育児休業明け等での申込み

利用開始した月の**翌月14日までの復職等が必要**です。

また、4月からの利用を申し込む場合は、**9ページの内容を必ず確認**してください。

保育料以外の費用の保護者負担

保育料とは別に実費負担をしていただく場合があります。

また、認定こども園等を利用する場合は、**入園料や制服代などの負担が必要となる場合**があります。

詳しくは、各施設へお問い合わせください。

保育料・副食費の負担

保育料・副食費の負担が必要です。

19～27ページの内容を必ず確認してください。

区分	注意すべき内容	関連ページ
共通事項	虚偽の記載や不正な書類があった場合は、教育・保育給付認定及び利用の決定を取り消します。 また、過料が科されます。	6
内容確認	内容確認のため、家庭や勤務先を、電話や訪問により調査する場合があります。	6
希望順位の記入	希望施設は、利用したい順番で全て記入してください。 数に制限はありませんが、利用意思のない施設は記入しないでください。	8
希望施設の確認	保育施設によって開設時間、土曜午後保育実施の有無・利用条件が異なりますので、巻末の資料編を参考にして、必要な情報を確認のうえ、希望施設を記入してください。	8 39～43
病気等がある場合	お子さんに病気・アレルギー・障害等がある場合は、申込み時に聞き取りを行いますので、「児童の状況票」に健康状態等を必ず記入してください。 また、綴じ込みの「承諾書」に署名のうえ、申込み時にご提出ください。	14～16
利用調整の対象	利用調整は、申込期限締切日までに提出された書類で行い、書類不備の場合は利用調整の対象から除外されます	11
利用調整の結果通知書	利用することができない場合は、初回のみ「保育施設利用調整結果通知書（保留）」を送付します。 職場事情等により希望月の翌月以降も必要な場合は、別途申請の手続きが必要です。	11～12

募集人数（目安）・欠員補充状況（空き状況）の確認方法

必ずご確認ください

- 高知市保育幼稚園課のホームページで「欠員補充状況」を公開しています。
- 各施設の状況は、月２回程度更新しています。
- 欠員補充状況は、右の二次元コードからアクセスできます。

5　保育料と副食費の負担

保育料又は副食費は、保護者等の扶養義務者に負担していただきます。

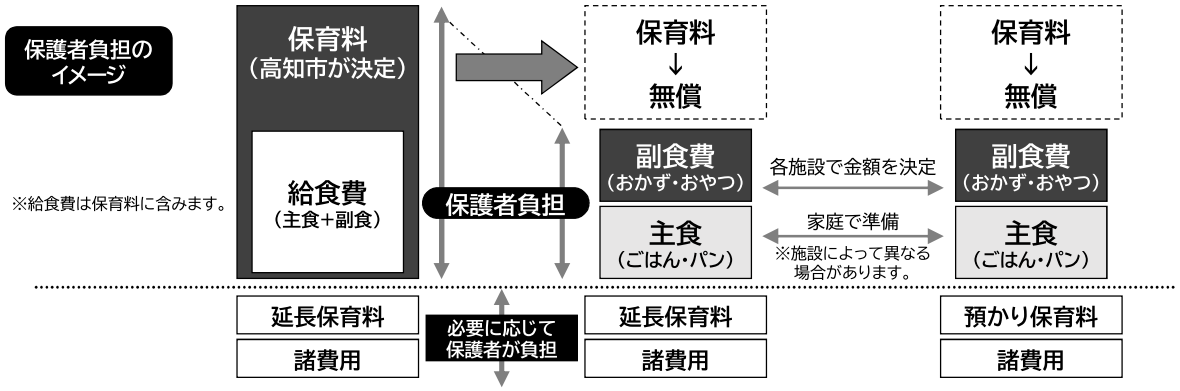
保育料は、お子さんの年齢区分（クラス年齢）と、世帯の階層区分などに基づき、保育料の無償（無料）や保育料の額を決定します。

また、保育料が無償（無料）となる年齢区分（クラス年齢）の場合は、原則として副食（おかず・おやつ）の提供にかかる費用（副食費）を負担していただきます。

なお、延長保育料や各施設が実費徴収する諸費用などについても、必要に応じて負担していただきます。

【保護者の負担となるもの】

認定区分	保育認定 （2号･3号認定）	保育認定 （2号認定）	参考　教育認定 （1号認定）
クラス年齢	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス	満3～5歳児クラス
保育料	世帯の市区町村民税の課税状況 （所得割額の合算額）で決定	無償（無料）	
副食費 （おかず･おやつ代）	別途徴収なし （保育料の一部として支払い）	負担あり ※金額は各施設で決定	
延長保育料 預かり保育料	別途必要		無償化の対象 （別途手続きが必要･月額上限あり）
諸費用	実費徴収あり		
備　考	認定こども園等を利用する場合は、その他の費用として入園料や制服代などの料金が 別に必要となる場合がありますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。		

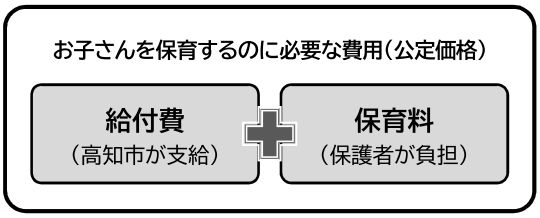


コラム

子どものための教育･保育給付と保育料

子ども・子育て支援法による「子ども・子育て支援新制度」では教育・保育認定を受けたお子さんが、保育施設を利用した場合に、必要となる教育・保育に要する費用（公定価格）のうち、保護者が負担する利用料（保育料）を除いた額について、高知市が給付費を支給します。

この給付費は、実際には「法定代理受領」として、高知市から保育施設に支払う仕組みとなっています。



保護者が負担する保育料は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、それぞれの市区町村で定めることとされています。

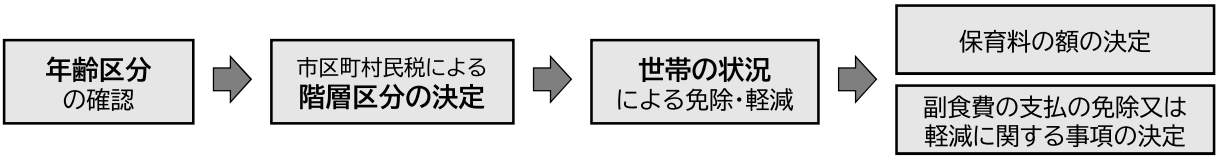
高知市では、国の保育料徴収基準額表の所得区分が８階層であることに対して、独自の保育料の軽減措置として所得区分を15階層とし、さらに各階層で保育料を国の基準額より低く設定して保護者の負担軽減を図っております。

また、多子世帯の保育料の軽減につきましても、同時に２人以上が利用している場合には、国が２人目を半額としていることに対して、平成26年度から２人目以降を無償化し、保護者の負担軽減を図っています。

１．保育料及び副食費の基本

保育料の額は、年齢区分（クラス年齢）を確認の上、市区町村民税の課税状況による「階層区分」等により決定しており、その認定は、扶養義務者のうち親権者及び子どもの属する世帯の者の税額の総額で行います。

また、副食費については、原則として負担していただくことになりますが、保育料と同様に決定する「階層区分」等によって、支払の免除又は軽減になる場合があります。



結婚や離婚などの世帯構成の変更や、必要な書類を提出していない方、所得税や市区町村民税の申告又は修正申告等を行った方など、年度途中で世帯の市区町村民税所得割額の合算額に変更があった場合は、階層区分の変更により、保育料の額や副食費の支払の免除又は軽減に関する事項の決定を変更するときがあります。

●結婚や離婚などの世帯構成の変更の場合は、原則として世帯構成が変更されたときに遡ります。
●市区町村民税の税額変更（未申告を除く。）の場合は、原則として現年度に限り、過年度の変更は行いません。

２．階層区分の決定

①　階層区分の決定方法

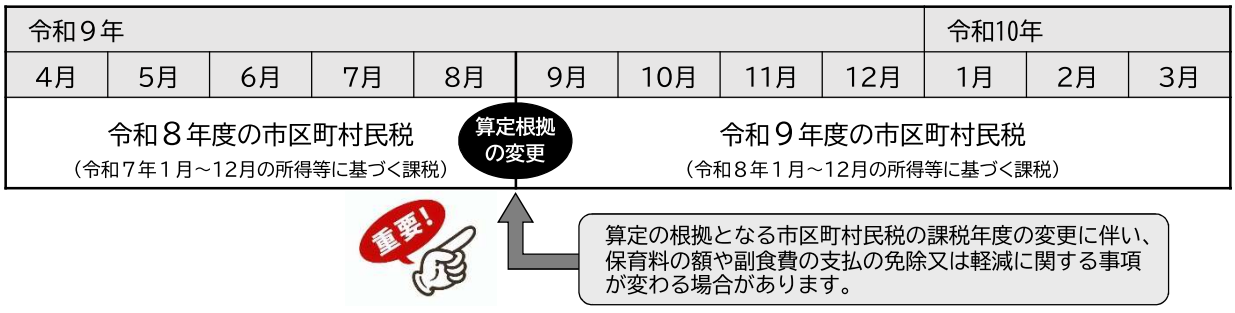
保育料の額、副食費の支払の免除又は軽減に関する事項を決定する際の基準となる階層区分は、父母の市区町村民税の課税状況（所得割額の合算額）をもとに年度中２回（４月と９月）に分けて決定しており、４月は年齢（クラス年齢）による変更、９月は算定の根拠となる課税年度の変更によるものです。

４月から８月分は前年度、９月から翌年３月分は当年度の市区町村民税の課税状況がその根拠となります。

市区町村民税の課税情報が確認できない場合（未申告等）は、階層区分を仮決定することから、保育料が最高額となることや、免除又は軽減の対象となる副食費が負担となることがあります。

未申告の場合は、必ず申告等をお願いします。（収入がない場合でも、原則として市区町村民税の申告が必要です。）

階層区分を決定する市区町村民税



【課税年度別の階層区分の算定根拠】

課税年度	令和９年			令和10年					令和11年	
	４月	８月	９月	１月	３月	４月	８月	９月	１月	３月
令和８年度	算定の根拠 →									
令和９年度			算定の根拠 →							
令和10年度								算定の根拠 →		

※階層区分の決定の基礎となる市区町村民税額については、次の税額控除等は適用されません。
＜寄付金税額控除／外国税額控除／配当控除／配当割額・株式等譲渡所得割額控除／住宅借入金等特別税額控除＞

②　階層区分の決定に必要な情報の照会

父母のいずれかが次表に該当する場合は、個人番号（マイナンバー）による情報照会の手続きにより、必要となる課税情報を収集するために関係機関へ照会を行います。

なお、情報照会で確認できない場合は、市区町村民税の課税証明書の提出が必要になることがあります。

※市区町村民税の課税証明書…収入・所得、控除額及び市区町村民税の均等割額・所得割額の全てが記載されたもの

【個人番号（マイナンバー）による情報照会】

次の時点で高知市以外の住所地の場合	必要となる課税情報	備　考
令和８年１月１日時点	令和８年度の市区町村民税 （令和７年１月～12月の所得等から課税）	令和9年4月から8月に 利用する場合
令和９年１月１日時点	令和９年度の市区町村民税 （令和８年１月～12月の所得等から課税）	令和9年9月以降に 利用する場合

※海外赴任等により日本での課税がない場合は、国外・国内での収入額が分かる書類を提出していただきます。

③　祖父母等と同居している場合の階層区分の決定

祖父母等と同居している場合で、父母の収入金額の合算額によって、祖父母等を家計の主宰者と判断したときは、家計の主宰者と認めた祖父母等の市区町村民税の課税状況を合わせて階層区分を決定します。

【祖父母等と同居している場合の階層区分の決定方法】

祖父母等との同居	父母の収入金額の合算額（判定の基準額）	階層区分の決定方法	階層区分の決定の対象者		
			父	母	祖父母等
同居なし	－	父母の市区町村民税の課税状況で決定	●	●	－
同居あり	年額 103万円超の場合		●	●	（合算なし）
	年額 103万円以下の場合	祖父母等（家計の主宰者）の市区町村民税所得割額を合算した総額で決定	●	●	●

※父母の収入金額は、児童手当や児童扶養手当等を含みます。
※父母の収入金額が年額103万円以下の場合は、同居する祖父母等の課税状況を調査させていただきます。
※合算の対象となる家計の主宰者とは、父母の収入金額の合算額を上回る者（収入金額が最も多い者）をいい、必要に応じて当該子ども、その父又は母を所得税法及び地方税法上の扶養としている者等を認定することがあります。
※同居とは、住民基本台帳の形式的な要件だけでなく、生活の実態を重視し、同一家屋に居住する場合（世帯分離している場合を含む。）は、原則として「同居」となります。
（「同じ敷地内の別棟住宅」や「二世帯住宅」等の場合で、生計が同一のときも「同居」となります。）
※年度途中に課税状況の確認を行いますので、その結果、同居の祖父母等と合算して決定する必要があると判断した場合は、事実の発生時期まで遡って階層区分を変更することがあります。

④　婚姻又は離婚による階層区分の変更

保護者が婚姻又は離婚（離婚の場合は、別居している（住民票の住所が異なる）ことが必要です。）により家庭状況が変更になった場合は、階層区分を改めて決定し、階層区分が変更となるときは、事実の発生した日の翌月から適用しますので、保育料の額や副食費の支払の免除又は軽減に関する事項が変更となることがあります。

【婚姻又は離婚による階層区分の変更】

区　分	同居・別居	階層区分の決定方法	変更となる月
婚姻した場合	同居・別居	婚姻した相手の市区町村民税の所得割額を合算	婚姻した日の翌月 （1日の場合は当月）
離婚した場合	同居している場合	変更なし	変更なし
	別居している場合 （住民票の住所が異なること）	父又は母の市区町村民税の課税状況で決定	離婚し、別居した日の翌月 （1日の場合は当月）

保育料の額（利用者負担額）

保育料は、年齢区分（クラス年齢）と世帯の階層区分などで異なり、０歳児から２歳児クラスで市区町村民税非課税世帯、３歳児から５歳児クラスの保育認定のお子さんと、満３歳児から５歳児クラスの教育認定のお子さんは「無償(無料)」で、０歳児から２歳児クラスの保育認定のお子さんは「世帯の階層区分」などに基づき決定します。

１．保育料の決定

年齢区分（クラス年齢）　**毎年４月１日時点の年齢（＝クラス年齢）**

０歳児から２歳児クラスの保育認定のお子さん

保育料は、世帯の階層区分で決定しますので、一律ではありません。

※年度途中に3歳の誕生日を迎えて2号認定を受けても、その年度の保育料は無償(無料)にはなりません。

３歳児から５歳児クラスの保育認定のお子さん

参考 **満３歳児から５歳児クラスの教育認定のお子さん**

保育料は、**無償（無料）**です。

原則として各施設が定める副食費の負担が必要です。

階層区分や保育料の額は、次ページでご確認ください。

次の場合は、保育料が軽減されます。

二次元コードから保育料の試算ができます。

２．保育料の軽減

①　多子世帯による軽減

階層区分Ｃ～Ｄ２階層に認定された世帯で、生計を一にするお子さんが２人以上いる場合における第２子の保育料は「半額」に、第３子以降の保育料は「無料」となります。

また、認可保育所、認定こども園、小規模保育施設又は事業所内保育施設を２人以上のお子さんが同時に利用している世帯は、階層区分にかかわらず、２人目以降の弟妹児の保育料が軽減され「無料」となります。

※同一世帯で次の施設等を利用している小学校就学前の兄姉児がいる場合についても、２人目以降の弟妹児の保育料が軽減の対象になりますので、該当する方で保育料が無料でない場合はご連絡ください。

次の施設等を利用している場合	次の支援を利用している場合
●幼稚園　●企業主導型保育施設 ●学校教育法に定める「特別支援学校の幼稚部」 ●児童福祉法に定める「児童心理治療施設の通所部」	●児童福祉法に定める「児童発達支援」 ●児童福祉法に定める「居宅訪問型児童発達支援」

次ページでご確認ください。

②　ひとり親世帯等による軽減

階層区分Ｃ～Ｄ３階層に認定された世帯で、「ひとり親世帯」、「在宅障害児(者)のいる世帯」及び「その他の世帯で市長が認めた世帯」の保育料は「軽減された金額」となり、お子さんが２人以上いる場合における第２子以降の保育料は「無料」となります。

【ひとり親世帯等に該当する世帯】

該当する世帯	ひとり親世帯	在宅障害児(者)のいる世帯	その他の世帯で市長が認めた世帯
説明・内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で現に３歳未満児を扶養しているものの世帯等 （母子世帯・父子世帯）	次に掲げる在宅障害児（者）のいる世帯 ●身体障害者手帳の交付を受けた者 ●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ●療育手帳の交付を受けた者 ●特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者 ※障害者支援施設等に入所又は医療機関等に入院している場合は対象外です。	扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等の特に困窮していると市長が認めた世帯 ※要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

保育料（利用者負担額）の徴収金基準額表

（令和８年9月１日現在）

認定区分	２号・３号認定（保育認定）		１号認定（教育認定）
クラス年齢 （4月1日時点の年齢）	0～2歳児クラス （3歳未満）	3～5歳児クラス （3歳以上）	満3～5歳児クラス ―
保育料	世帯の市区町村民税の課税状況 （所得割額の合算額）により決定	無償（無料）	無償（無料）

【保育認定「0～2歳児クラス」の保育料】

（保育料月額）

階層区分		各月初日の在籍利用児童の属する世帯の階層区分	令和９年４月１日時点で３歳未満児		
			同時利用１人目		同時利用２人目以降
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
A階層		生活保護世帯 中国残留邦人等支援給付受給世帯	0 円	0 円	0 円
B階層		市区町村民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円
C階層		市区町村民税所得割非課税世帯	10,000 円	9,800 円	0 円
D階層 市区町村民税所得割額	D１	48,600 円未満	15,000 円	14,700 円	0 円
	D２	57,700 円未満	22,000 円	21,600 円	0 円
	D３	77,101 円未満	26,000 円	25,500 円	0 円
	D４	87,000 円未満	27,500 円	27,000 円	0 円
	D５	97,000 円未満	29,000 円	28,500 円	0 円
	D６	115,000 円未満	30,000 円	29,400 円	0 円
	D７	133,000 円未満	37,000 円	36,300 円	0 円
	D８	169,000 円未満	43,500 円	42,700 円	0 円
	D９	211,201 円未満	47,000 円	46,200 円	0 円
	D10	301,000 円未満	54,000 円	53,000 円	0 円
	D11	397,000 円未満	56,000 円	55,000 円	0 円
	D12	397,000 円以上	57,000 円	56,000 円	0 円

※児童福祉法の規定により里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）に委託されている児童の保育料は、無料です。

【保育料の軽減】

（保育料月額）

年齢区分		令和９年４月１日時点で３歳未満児				
保育料の軽減区分		多子世帯の保育料の軽減			ひとり親世帯等の保育料の軽減	
上のお子さんの人数		１人		２人以上	０人（いない）	１人以上
保育必要量		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間・保育短時間		
階層区分	C	5,000 円	4,900 円	無料	4,000 円	無料
	D１	7,500 円	7,300 円	無料	5,300 円	無料
	D２	11,000 円	10,800 円	無料	7,800 円	無料
	D３	（軽減なし）	（軽減なし）	（軽減なし）	9,000 円	無料

※上のお子さんが、認可保育所、認定こども園等を同時に利用している場合の保育料は、無料です。

副食費（おかず・おやつ代）の負担（支払の免除又は軽減に関する事項）

保育料が無償(無料)となっている３歳児から５歳児クラスの保育認定のお子さんと、満３歳児から５歳児クラスの教育認定のお子さんは、副食（おかず・おやつ）の提供にかかる費用（副食費）を負担していただきます。

なお、年収360万円未満相当の世帯のお子さんなど、副食費の支払が免除又は軽減となる場合があります。

１．副食費の負担

年齢区分（クラス年齢）　毎年４月１日時点の年齢（＝クラス年齢）

０歳児から２歳児クラスの保育認定のお子さん

保育料の一部として副食費が含まれており、別途徴収はありません。

３歳児から５歳児クラスの保育認定のお子さん

参考 **満３歳児から５歳児クラスの教育認定のお子さん**

保育料は、無償（無料）です。

原則として各施設が定める 副食費の負担が必要 です。

【利用施設別の副食費の額の決定】

認定区分	クラス年齢	利用する教育・保育施設等	副食費の額の決定	副食費の免除又は軽減
保育認定（2号・3号認定）	0～2歳児クラス	保育料の一部として副食費が含まれており、別途徴収はありません。		
	3～5歳児クラス	公立保育所	高知市	世帯の状況により副食費の支払が免除又は軽減となります。（高知市が決定）
		民営保育所 認定こども園（保育園部分）	それぞれの施設	
教育認定（1号認定）	満3～5歳児クラス	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）		

副食費の額は、資料3「高知市内教育・保育施設等一覧表」からご確認ください。

副食費の支払が免除又は軽減となる場合は、次ページでご確認ください。

市区町村民税の課税状況等による「階層区分」

階層区分		各月初日の在籍利用児童の属する世帯の階層区分					
A階層		生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯					
B階層		市区町村民税非課税世帯					
C階層		市区町村民税所得割非課税世帯					
D階層 市区町村民税所得割額	D１	48,600 円未満	D５	97,000 円未満	D９	211,201 円未満	
	D２	57,700 円未満	D６	115,000 円未満	D10	301,000 円未満	
	D３	77,101 円未満	D７	133,000 円未満	D11	397,000 円未満	
	D４	87,000 円未満	D８	169,000 円未満	D12	397,000 円以上	

２．副食費の支払の免除又は軽減

３歳児から５歳児クラスの保育認定のお子さん

次の場合に該当するお子さんは、副食費の支払が免除又は軽減となります。

０歳児から２歳児クラスの保育認定のお子さん

給食に関する費用は、保育料に含まれています。
そのため、副食費の別途徴収はありません。

副食費の支払の免除

次の世帯に属するお子さんや、次の場合に該当するお子さんは、副食費の支払が免除となります。

① 生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯（Ａ階層）、里親世帯等（里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）に委託されている児童）
② Ｂ～Ｄ２階層の世帯
③ Ｄ３階層の世帯で、「ひとり親世帯」、「在宅障害児(者)のいる世帯」及び「その他の世帯で市長が認めた世帯」
④ Ｄ３階層以上の世帯で、小学校就学前までのお子さんで数えた第３子以降の場合

副食費の支払の軽減

Ｄ３階層以上の世帯で、同時に利用している弟妹児（第２子）の副食費は、月額5,100円を上限に副食費の支払が軽減の対象となります。（金額は変更になる場合があります。）
※副食費が上限を超える場合は、差額分の支払が必要となります。

同時在園の考え方は、22ページの「多子世帯による軽減」と同様です。

クラス年齢	階層区分など	第１子	第２子	第３子以降
0～2歳児	保育料の一部として副食費が含まれており、別途徴収はありません。			
3～5歳児	A～D2階層	免除	免除	免除
	D3階層で、次に該当する世帯 ●ひとり親世帯 ●在宅障害児(者)のいる世帯 ●その他の世帯で市長が認めた世帯	免除	免除	免除
	D3～D12階層	徴収	軽減 同時利用の第2子	免除
		3歳児クラスから小学校就学前までのお子さん		

満3歳児から5歳児クラスの教育認定のお子さんの副食費の支払の免除又は軽減　参考

【副食費の徴収免除と軽減の対象】

徴収免除の対象	軽減の対象
①生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯（A階層）、里親世帯等 ②B～D３階層の世帯 ③D４階層以上の世帯で、小学校３年生までのお子さんで数えた第３子以降の場合	D４階層以上の世帯で、同時に利用している弟妹児（第２子） 【軽減上限額】月額5,100円（金額は変更になる場合があります。） ※副食費の金額が上限額を超える場合は、差額分の支払が必要となります。

階層区分	世帯の状況		第１子	第２子	第３子以降
A～D3	全ての世帯		免除	免除	免除
D4～D12	●小1～小3のお子さん ●認可外保育施設を利用しているお子さん ●未就園のお子さん	１人いる場合		徴収	免除
		2人以上いる場合			免除
	兄弟姉妹が利用中の場合		徴収	軽減 同時利用の第2子	免除
			満3歳児クラスから小学校3年生までのお子さん		

※ 長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み）や、預かり保育時間などの教育標準時間外に提供される副食費は、免除又は軽減の対象ではありません。

6　保育料と副食費の納付（支払）

保育料・副食費（おかず・おやつ代）の納付先（支払先）は、利用する施設で異なります。
保育料は、保育所（公立・民営）の場合は高知市へ、認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設の場合は利用する施設へお支払いください。
副食費は、公立施設（かがみ幼稚園を除く。）の場合は高知市へ、民営施設の場合は利用する施設へお支払いください。

1．利用施設別の保育料・副食費の納付先（支払先）

保育料・副食費（おかず・おやつ代）については、利用する施設により、納付先（支払先）や、納付方法（支払方法）が異なります。

【利用施設別の納付先（支払先）】

<table>
<tr><th rowspan="2">利用施設の種類</th><th colspan="2">保　育　料</th><th colspan="2">副　食　費</th></tr>
<tr><th>金額の決定</th><th>納付先（支払先）</th><th>金額の決定</th><th>納付先（支払先）</th></tr>
<tr><td>小規模保育施設（公立）</td><td rowspan="6">高知市</td><td rowspan="3">高知市</td><td rowspan="2">高知市</td><td rowspan="2">高知市</td></tr>
<tr><td>保育所（公立保育所）</td></tr>
<tr><td>保育所（民営保育所）</td><td rowspan="2">利用する施設</td><td rowspan="2">利用する施設</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td rowspan="3">利用する施設</td></tr>
<tr><td>小規模保育施設（民営）</td><td colspan="2" rowspan="2">3歳児クラスがありませんので、
副食費は該当ありません。</td></tr>
<tr><td>事業所内保育施設</td></tr>
<tr><td>参考　幼稚園</td><td colspan="2">無償（無料）</td><td>利用する施設</td><td>利用する施設</td></tr>
</table>

※副食費の支払の免除又は軽減に関する事項は、高知市が決定を行います。

【納付方法（支払方法）・納期限（支払期限）】

<table>
<tr><th>利用している施設</th><th>負担区分</th><th>納付先（支払先）</th><th>納付方法（支払方法）</th><th>納期限（支払期限）</th></tr>
<tr><td>保育所（公立保育所）</td><td>保育料
副食費</td><td rowspan="2">高知市</td><td rowspan="2">原則として口座振替</td><td rowspan="2">毎月末日（12月のみ27日）
月末が土・日、祝日の場合は
金融機関の翌営業日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保育所（民営保育所）</td><td>保育料</td></tr>
<tr><td>副食費</td><td rowspan="2">利用する施設</td><td colspan="2" rowspan="2">利用する施設（施設・事業等の設置者）が定める方法でお支払いください。
詳しくは、保育施設にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>認定こども園
小規模保育施設
事業所内保育施設</td><td>保育料
副食費</td></tr>
</table>

2．利用する施設へ納付する場合

利用する施設へ納付する場合は、利用する施設（施設・事業等の設置者）が納付方法（支払方法）や納期限（支払期限）を定めています。
そのため、利用する施設によって納付方法・納期限が異なります。
詳しくは、保育施設にお問い合わせください。

３．高知市へ納付する場合

①　保育料及び副食費の納付方法

高知市へ納付する保育料・副食費は、原則として口座振替で納めてください。
口座振替への手続きは、口座振替を希望する口座の金融機関の窓口で済ませてください。
なお、入所初月分などの口座振替が開始されるまでや、事情により納付書での支払いを希望の方については、納入通知書で納付してください。

＜口座振替申込方法等＞

口座振替が可能な金融機関	口座振替が可能な金融機関は、利用開始月に送付する「保育料・副食費の納入方法」でお知らせします。
申込方法	保育施設又は保育幼稚園課にある口座振替申込書に、利用開始月の上旬に送付する納入通知書に記載された通知書番号を記入のうえ、希望する金融機関の窓口でお申込みください。
申込締切	ゆうちょ銀行　　振替開始月分の前月25日 ゆうちょ銀行以外の金融機関　振替開始月分の前月30日
必要なもの	①　申込用紙（保育施設又は保育幼稚園課の窓口で受け取ることができます。） ②　振替希望口座の通帳・通帳の届出印 ③　納入通知書（通知書番号が記載）　※利用開始月上旬送付予定です。手続きには通知書番号が必要です。
口座振替の注意事項	①　預貯金残高不足の場合は、振替えができませんので、必ず振替日（下記②「保育料及び副食費の納期限」参照）の前日までに入金してください。 ②　２人以上が同時に利用している世帯で兄姉児が卒園された場合は、弟妹児に振替口座の情報は引継ぎされませんので、弟妹児で新たに口座振替の申込みが必要となります。

②　保育料及び副食費の納期限

保育料及び副食費は、毎月末日（12月のみ27日）が納期限です。必ず納期限内にお支払いください。
なお、月の末日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日が納期限となり、口座振替の方は、納期限に指定された口座より振替させていただきます。

納期限までの納付（支払）が確認できない場合の取扱い

- 残高不足などにより口座振替ができなかった場合は、納付書を発付しますので、金融機関の窓口（ゆうちょ銀行を除く。）にてお支払いください。
- 納期限までに保育料が納付されない場合は、督促状や催告書を送付しますので、速やかにお支払いください。
- 督促状の指定期限までに保育料が納付されないときは、在園児・卒園児を問わず、**財産の調査（金融機関や勤務先への照会等）**や、**滞納処分（預貯金・給与・生命保険・不動産などの差押等）**を行うことがあります。

４．その他（納付相談・退園等の取扱い）

特別な事情等で、納付相談を希望される場合は、納期限までに保育幼稚園課までご相談ください。
また、保育料の決定後、失業、疾病等による収入の著しい減少又は火災、台風、震災等の災害、多子世帯（保育料算定対象年に19歳未満のお子さんが４人以上いた）等の事由により、保育料の納付が困難な場合は、必要な手続きを経ることで保育料が減免できるときがありますので、**当該月の納期限までに**保育幼稚園課までご相談ください。（育児休業、自己都合退職、転職等による収入減少の場合は対象になりません。）
その他、保育料についてのお問い合わせ、ご相談は保育幼稚園課までお願いします。

退園や欠席した場合の保育料・副食費の取扱い

- 保育料及び副食費は、１か月単位となっており、原則として毎月１日現在で保育施設に在籍している場合には、その月の保育料及び副食費を納付（支払）していただきますので、家庭の事情や病気などにより欠席が続いた場合でも、実際の登園状況にかかわらず、その月分の全額を納付（支払）していただきます。
- 保育料及び副食費は、月の途中で退園された場合は、日割りをした金額になることがあります。
- 副食費は、家庭の事情や病気などによって欠席が続く場合には、届出をいただくことで免除又は減額される場合がありますので、詳しくは利用する施設へお問い合わせください。

7　保育施設の利用にあたっての注意事項

保育施設を利用するためには、教育・保育給付認定の保育認定（２号認定・３号認定）が必要ですので、保育施設を利用し続けるためには、継続して保育認定（２号認定・３号認定）を受けている必要があります。
そのため、教育・保育給付認定が取消し等になった場合は、保育の実施の解除（退園）となります。

１．認定の有効期間と家庭状況・認定内容の変更

教育・保育給付認定の有効期間（保育施設を利用できる期間）は、保育を必要とする事由によって異なり、保育を必要とする事由ごとに定められている有効期間までとなります。（詳しくは、5ページを参照してください。）
認定の有効期間が満了する場合は、保育の実施の解除（退園）となりますので、引き続き保育施設の利用を希望されるときは、有効期限が切れるまでに必要な手続きを行ってください。（有効期間の満了前に通知します。）
また、家庭状況や、教育・保育給付認定の内容（保育を必要とする事由、保育必要量等）などに変更があった場合又は変更を希望する場合は、速やかに必要な手続きを行ってください。同居家族又は児童本人が障害者手帳・障害に関する手当を取得、受給又は資格喪失、施設へ入所し同居ではなくなった場合等についても届出をお願いします。※認定は月単位で行いますので、認定の変更は、原則として最短で申請書の受理日の翌月からとなります。

教育・保育給付認定の変更に必要な手続きは、次ページでご確認ください。

２．現況届（保育を必要とする事由等の届出）

毎年１回
６月実施
（予定）
別途お知らせします

教育・保育給付認定を受けているお子さんの全ての家庭を対象として、年１回「現況届」を提出していただきます。
この現況届は、保育を必要とする状況を届け出てもらい、世帯の状況（家庭状況）や、保育の必要性などの「現況」を確認するためのものです。

※現況届の提出がない場合は、保育施設の利用ができなくなる場合がありますので、指定された期限内に必ず提出してください。

３．転園（利用する保育施設の変更）

保育施設の転園を希望する場合は、保育施設にある「転園申込書」に必要事項を記入し、必要書類を添付した上で、施設長の確認を受けた後、保育幼稚園課へ提出してください。
転園希望先の保育施設への利用調整（選考）の結果、利用が可能となった場合に転園することができます。

転園申込み

※転園が決定した場合は、転園を辞退しても原則として元の保育施設に戻ることはできませんのでご注意ください。

詳しくは、保育施設又は保育幼稚園課までお問い合わせください。

４．退園（利用する保育施設の辞退）

※退園が月途中の場合は、退園することが分かり次第、月末の場合は、退園する月の20日までに退園届を提出してください。

教育・保育給付認定の有効期間の満了や、家庭の事情等により退園する場合は、保育施設にある「退園届」に必要事項を記入し、施設長の確認を受けた後、保育幼稚園課へ提出してください。
また、退園の際は、その月までの保育料及び副食費を完納してください。
なお、次の場合には、保育の実施の解除（退園）となりますので、あらかじめご承知ください。

保育の実施の解除（退園）	① 教育・保育給付認定事由が消滅した場合 （求職中、妊娠・出産理由、雇用期間の満了等で、保育を必要とする事由が消滅した場合） ② 欠席し始めた日から連続して２か月欠席が続いた場合（休園の対応はありません。） ③ 申請書（申込書）その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は、不正な行為があった場合 ④ 必要な書類（申請書・添付書類・各種届出書等）が提出されない場合 ⑤ 高知市外へ転出した場合（保育所に限り、認定こども園・事業所内保育施設・小規模保育施設の場合を除く。） ※住民登録が高知市内であっても、生活の実態が高知市外であると判明した場合も同様です。 ⑥ 集団による保育が児童の生命の危険や発育を阻害するおそれがある場合 ⑦ 重大な伝染病のため、他の児童の生命等に危険を与えるおそれがある場合 ⑧ その他市長が保育の実施の解除する必要があると認める場合

教育・保育給付認定の変更の手続き

～ こんなときは、変更の申請又は届出が必要です ～

提出された申請書の記載内容に変更が生じた場合や、転職や退職、育児休業の取得、その他家庭や生活の状況に変更があった場合は、下の表に定める書類を準備し、保育幼稚園課へ変更の申請・届出を行ってください。

なお、必要な手続きを行わない場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

手続きに必要な書類

教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（兼変更届） ＋ 下表に定める必要書類

変更内容を記載し、施設長の確認を受けて、保育幼稚園課へ提出してください。
※申請・届出に必要な用紙は、保育施設及び保育幼稚園課にありますので申し出てください。

主な変更の内容			その他の必要書類・注意事項
住所	高知市内で転居した場合		—
	高知市外に転出した場合		※退園する場合は、「退園する場合」をご欄ください。 ※継続して利用したい場合は、「認定を取り消す場合」に該当します。 **継続しての利用は、転出先の市区町村への認定申請が必要です。**
電話番号を変更した場合			—
子どもや保護者の氏名を変更した場合			※ 保護者の氏名を変更した場合は、認可保育所を利用中で保育料の振替口座を変更するときは、別途金融機関での手続きが必要となります。
世帯員	保護者が婚姻した場合		□ 婚姻相手の保育を必要とする事由を証明する書類 （就労証明書等） ※ 婚姻相手の市区町村民税の課税資料（又は市区町村民税の申告）が必要な場合があります。
	保護者が離婚し別居した場合		□ 離婚日の記載された戸籍謄本又は戸籍抄本（コピー可）
	上記以外の変更（世帯員の転出入等）		— **世帯員の変更は、保育料の額等が変更となる場合があります。**
事由	就労状況	就職・転職する場合	□ 新しい勤務先の「就労証明書」
		自営業を開業する場合	□「就労証明書」 □ 営業の確認ができる書類 （営業許可証・開業届等）
		育児休業から復職する場合	□「復職証明書」又は「就労証明書」 ※ 育児休業に係る子どもが保育施設を利用する場合は、復職証明書又は就労証明書のみの提出で可
	退職した場合 求職活動（起業準備）を始める場合		※ 保育を利用できる期間は、退職日の翌月１日から90日（３か月）までです。
	妊娠した・出産した場合		□ 母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の記載されたページ） ※ 保育を利用できる期間は、産前産後それぞれ６か月間です。
	育児休業を取得又は延長する場合		□ 育児休業期間が記載された 「就労証明書」 ※ 保育を利用できる期間は、育児休業に係る子どもが１歳に達する日の属する年度の末日までです。
	疾病・障害	疾病にかかった場合	□「診断書」 ← **診断書は、高知市保育幼稚園課指定の様式を使用してください。**
		障害者手帳が交付された場合	□ 障害者手帳の写し（氏名、障害等級及び有効期限の記載された部分が必要） ※ 障害者手帳の等級により、「診断書」の提出が必要です。
	介護・看護をする場合		□「介護（看護）状況確認書」 □ 要介護者・要看護者の病状を証明できる書類 （「診断書」、障害者手帳等の写し） ※ 障害者手帳の等級などにより、「診断書」の提出が必要です。 **診断書は、高知市保育幼稚園課指定の様式を使用してください。**
	就学する場合（職業訓練を含む）		□ 就学を証明する書類 （学生証、合格通知書、職業訓練受講決定書等の写し） □ 就学時間が分かる書類（カリキュラム等） ※ 在学期間又は受講期間が分かる書類が必要です。
	災害復旧に従事する場合		□ 罹災証明書等
認定区分	１号認定に変更したい場合		預かり保育を利用する場合 □ 保護者の保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）
	２号認定に変更したい場合		□ 保護者の保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）
保育必要量を変更したい場合			※ 求職活動、妊娠・出産（産前産後それぞれ３～６か月間）、疾病・障害、育児休業事由の場合は、保育短時間認定となります。
退園する場合			□ 退園届 （教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（兼変更届）の提出は不要）
認定を取り消す場合			—

施設長の確認が必要

※上記以外にも追加で書類の提出をお願いすることがあります。
あらかじめご了承ください。

※診断書が必要な場合
【疾病・障害】身体障害者手帳　５級～７級
【介護・看護】身体障害者手帳　４級～７級
介護認定要支援　１・２

8　施設等利用給付認定（預かり保育）

参考

施設等利用給付認定とは、保育の必要性等の一定の条件を満たしたお子さんの特定子ども・子育て支援（預かり保育事業や、認可外保育施設など）の利用料を上限額まで実質無償とするために必要な認定です。

施設等利用給付認定には、お子さんの年齢（クラス年齢）や、保育の必要性等に応じて１号から３号までの認定区分があります。（教育・保育給付認定と区別するために、新１号認定、新２号認定、新３号認定と呼ぶ場合があります。）

満３歳児から５歳児クラスの教育認定のお子さん

幼稚園（施設型給付費対象園）・**認定こども園（幼稚園部分）を利用のお子さん**

無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定の申請が必要です。

◆預かり保育料

預かり保育事業を利用するお子さんの預かり保育料も無償化の対象となります。

教育・保育給付認定の教育認定（１号認定）を受けたお子さんは、年齢（クラス年齢）に応じて、施設等利用給付認定の２号認定（新２号認定）又は３号認定（新３号認定）を受けることで、預かり保育の利用料が上限額まで実質無償となります。

認定こども園の預かり保育料の上限額は、次ページの別表１でご確認ください。

【子育てのための施設等利用給付認定】

認定区分	対象となる子ども	対象となる要件 （全ての条件を満たす必要あり）	保育の必要性	対象施設・事業
１号認定 （新１号認定）	満３歳以上の小学校就学前子ども ※2号(新2号)・3号(新3号)に該当しない子ども	●満3～5歳児クラス ●保育を必要とする事由がない （次の場合も該当 ●満３歳児クラス ●保育を必要とする事由がある ●市区町村民税課税世帯）	不要	●私学助成幼稚園 ●国立大学附属幼稚園 ●特別支援学校幼稚部
２号認定 （新２号認定）	３歳児クラス以上で保育が必要な事由に該当する子ども ※満３歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した小学校就学前子ども	●3～5歳児クラス ●保育を必要とする事由がある	必要	●幼稚園（施設型給付）又は認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育 ●私学助成幼稚園 ●国立大学附属幼稚園 ●特別支援学校幼稚部 ●認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く） ●一時預かり事業 ●病児保育事業 ●子育て援助活動支援事業
３号認定 （新３号認定）	３歳児クラス未満で保育が必要な事由に該当する子ども （市区町村民税非課税世帯に限る） ※満３歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある小学校就学前子ども	●0～2歳児及び満３歳児クラス ●保育を必要とする事由がある ●市区町村民税非課税世帯		

※対象施設・事業の実施施設の一覧は、高知市保育幼稚園課のホームページでご覧いただけます。

【年齢・課税状況・利用施設に応じた給付認定の種類】

認定区分		教育・保育給付認定 （施設利用のための認定）		施設等利用給付認定 （無償化のための認定）		
クラス年齢 （毎年4月1日時点の年齢）	世帯区分	認定こども園（幼稚園部分） 幼稚園（施設型給付）		私学助成幼稚園 国立大学附属幼稚園など		認可外保育施設など
		教育時間のみ	教育時間＋預かり保育	教育時間のみ	教育時間＋預かり保育	
0～2歳児クラス	市区町村民税非課税世帯	－	－	－	－	3号認定 （新3号認定）
満3歳児クラス	市区町村民税非課税世帯	1号認定	1号認定 ＋ 3号認定（新3号認定）	1号認定 （新1号認定）	3号認定 （新3号認定）	3号認定 （新3号認定）
	市区町村民税課税世帯		1号認定 ／ 預かり保育は無償化の対象外		1号認定 （新1号認定） 預かり保育は無償化の対象外	無償化の対象外
3～5歳児クラス	全ての世帯		1号認定 ＋ 2号認定（新2号認定）		2号認定 （新2号認定）	2号認定 （新2号認定）

教育・保育給付認定　／　施設等利用給付認定

幼児教育・保育の無償化給付

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、住所地の市区町村に申請を行い、教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定を受ける必要があります。

【保育料（利用料）無償化対象施設・事業】

※副食費・通園送迎費・行事費・延長保育料等は対象外

区分	施設・事業		対 象 者 （クラス年齢）	無償化上限額 （月額）	保育必要性 （市区町村の認定）	備考
①	認可保育所（保育園） 認定こども園（保育園部分） 小規模保育施設 事業所内保育施設		3～5歳児の全員 0～2歳児のお子さん （市区町村民税非課税世帯）	全額	必要	―
②	認定こども園（幼稚園部分）		満3～5歳児の全員	全額	不要	―
③	幼稚園（施設型給付）			全額		
④	幼稚園 （私学助成等）	私学助成幼稚園		28,000円		別表1参照
		国立大学附属幼稚園		8,700円		
		特別支援学校幼稚部		400円		
⑤	幼稚園（施設型給付）の預かり保育 幼稚園（私学助成等）の預かり保育 認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育		3～5歳児の全員	12,300円	必要	
			満3歳児のお子さん （市区町村民税非課税世帯）	17,700円		
⑥	認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く） 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業）		3～5歳児の全員	40,300円	必要	別表2参照
			0～2歳児のお子さん （市区町村民税非課税世帯）	45,700円		

※区分④～⑥は、施設に支払った保育料（利用料）を請求手続きを行うことにより上限額の範囲内で給付を受けることができます。

別表1　幼稚園（私学助成等）、幼稚園（施設型給付）・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育事業

保育料等		対 象 者		無償化上限額 （月額）	備　考
		クラス年齢	認定区分		
入園料 保育料	私学助成幼稚園	満3～5歳児	1号認定 （新1号認定）	28,000円	―
	国立大学附属幼稚園			8,700円	
	特別支援学校幼稚部			400円	
預かり保育料 （幼稚園（私学助成等・施設型給付） 認定こども園（幼稚園部分））		3～5歳児	2号認定 （新2号認定）	利用日数に応じて 上限 12,300円	無償化上限額は、1か月の利用日数に応じて変動します。 ※無償化上限額：490円×利用日数
		満3歳児 （市区町村民税非課税世帯）	3号認定 （新3号認定）	利用日数に応じて 上限 17,700円	

※通園送迎費・給食費・行事費・延長保育料等は無償化の対象外です。

別表2　認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

保育料等	対 象 者		無償化上限額 （月額）	備　考
	クラス年齢	認定区分		
保育料 利用料	3～5歳児	2号認定 （新2号認定）	40,300円	●無償化対象施設は、高知市保育幼稚園課のホームページにてご確認ください。 ●認可外保育施設等のサービスを複数利用している場合、利用料の合計が上限額に達するまで無償です。 ●認可保育施設や一定水準以上（1日8時間又は年間200日以上）の預かり保育事業を実施している幼稚園を併用している場合、認可外保育施設等の保育料は無償化の対象外となります。
	0～2歳児 （市区町村民税非課税世帯）	3号認定 （新3号認定）	45,700円	

※給食費・その他実費分は無償化の対象外です。

9　その他の保育サービス（保育所等における多様な保育事業）

延長保育

サービスの内容	保護者の勤務時間等のやむを得ない事情により、保育標準時間（11時間）を超えての利用が可能な延長保育を実施している施設があります。 延長保育を利用される場合には、通常の保育料の他に延長保育料が必要です。 利用料金は、施設により異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。
実施施設	資料３「高知市内教育・保育施設等一覧表」からご確認ください。

休日保育

サービスの内容	保育施設は、通常月曜日から土曜日まで（祝日を除く）開所していますが、日曜日・祝日も保育を実施している施設があります。（認定こども園等） 利用の方法や条件、料金等の詳細は、各施設へお問い合わせください。
実施施設	資料３「高知市内教育・保育施設等一覧表」からご確認ください。

一時預かり（一時保育）

サービスの内容	家庭で子育てをされているお子さん、保育施設を利用していないお子さんを一時的にお預かりします。 例えば、①毎日ではないが、月に数日仕事があってお子さんを預けたいとき、②急な病気、通院、冠婚葬祭のとき、③育児疲れの解消やリフレッシュしたいときなど、一時的に保育施設を利用することができる事業です。 利用を希望する場合は、事前に利用したい保育施設への登録が必要で、登録後に一時保育の利用が可能となります。 対象となる方は、高知市在住で、保育所・幼稚園・認定子ども園等に在籍していないお子さんです。 また、複数の施設への重複登録はできず、利用事由により利用可能日数が異なります。 利用の方法や条件、料金等の詳細は、各施設へお問い合わせください。
実施施設	資料３「高知市内教育・保育施設等一覧表」からご確認ください。

病児・病後児保育

サービスの内容	病中又は病気の回復期にあるお子さんを、勤務等の都合のために家庭では保育できない保護者に代わって、医療機関等に併設された施設で保育士と看護師が医師と連携を図りながら、一時的にお預かりします。 高知市では下記の５か所で実施しています。 登録や利用方法、利用料金などは、高知市こども未来部子ども育成課（088-823-9482）又は各施設へお問い合せください。		
実施施設	病児対応型 病後児対応型	◆三愛病院　愛あいルーム	088-845-5291（病院代表）
		◆細木病院　キューピットハウス	088-822-7211（病院代表）
		◆うららか保育園　ラベンダー	088-805-2828（保育園代表）
		◆もみのき病院　もみくんち	088-849-2184（直通）
	病後児対応型	◆宮前保育園　ぱんぷきん	088-824-0128（直通）